

目次

1. はじめに	1
1.1. 第2次日野市下水道プラン策定の背景と主旨	1
1.2. 第2次日野市下水道プランの位置づけ	2
1.3. 計画期間	3
2. 下水道事業の概要	4
2.1. 下水道の役割	4
2.2. 日野市の下水道	5
3. 現状と課題	9
3.1. 汚水処理	9
3.2. 水環境の保全	11
3.3. 浸水対策	15
3.4. 地震対策	19
3.5. 維持管理	21
3.6. 資源の循環利用	25
3.7. 魅力の発信	26
3.8. 下水道経営	28
3.9. 課題のまとめ	32

4. 国と日野市の施策方向性	34
4.1. 国の動向	34
4.2. 日野市の動向	35
5. 基本理念と基本方針	38
5.1. 基本理念	38
5.2. 基本方針	38
6. 具体的施策の内容	41
6.1. 汚水処理	42
6.2. 水環境の保全	45
6.3. 浸水対策	48
6.4. 地震対策	52
6.5. 維持管理	53
6.6. 資源の循環利用	57
6.7. 魅力の発信	58
6.8. 下水道経営	59
6.9. まとめ	61
7. 進捗の管理	62

1. はじめに

1.1. 第 2 次日野市下水道プラン策定の背景と主旨

下水道は公衆衛生の向上、都市の健全な発達および公共用水域の水質保全に貢献し、さらには、宅地や道路等に降った雨水を速やかに排除し浸水被害を軽減する等、私たちが快適で、安全・安心に生活していく上で不可欠な社会資本の一つです。

日野市の下水道は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善、浸水の防除等を目的に事業を進めてきました。また、平成 23 年度末、下水道における総合的な計画「日野市下水道プラン（計画期間：平成 24 年度～令和 3（平成 33）年度）」を策定し、重点的かつ計画的な事業運営に努めてきました。

その結果、市内を流れる多摩川・浅川等の河川水質が向上し、市民の憩いの空間や生物の生息空間が形成されるようになりました。

しかし、近年多発する集中豪雨への対応、大規模地震による被害への対応、膨大な量の下水道施設の維持管理、人口減少による使用料収入の減少等、新たな課題に直面しています。

第 2 次日野市下水道プランは、こうした現状の課題に対して、中・長期的視野に立ち、今後進むべき方向性や課題解決に向けた取り組み方針を検討し、今後 9 年間で実施すべき公共下水道事業の具体的な施策を示すものです。

1.2. 第2次日野市下水道プランの位置づけ

第2次日野市下水道プランは、国が示した「新下水道ビジョン」、東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道総合計画」、日野市が策定予定である「(仮称)2030ビジョン」や日野市の各種計画等を勘案して策定します。

また、第2次日野市下水道プランは、環境基本計画を上位計画とし、連携を図ります。

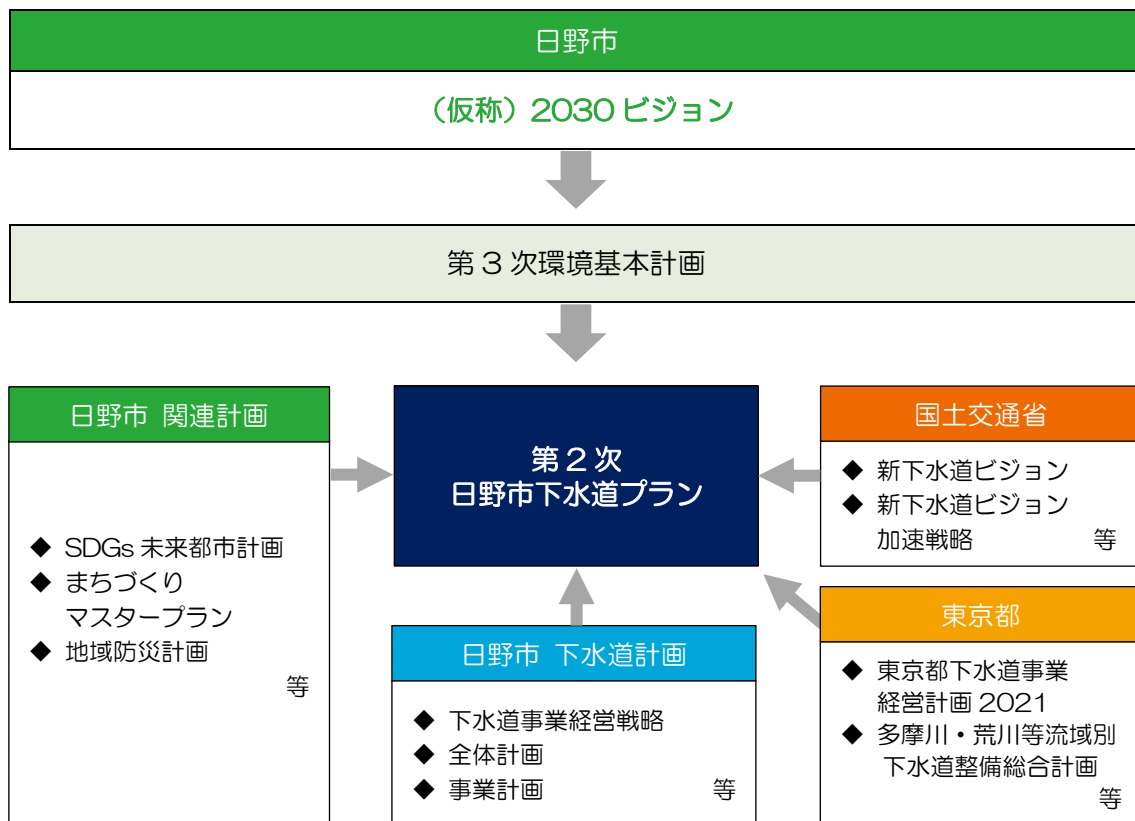


図 1-1 第2次日野市下水道プランの位置づけ

1.3. 計画期間

第2次日野市下水道プランの計画期間は、9年間（令和4年度～令和12年度）とし、最初の4年間で前期計画、その後の5年間で後期計画として設定します。中間年度は整備目標を設定した施策について、目標達成度合等のフォローアップとして検証を行うために設け、その時点で必要に応じて見直しを行います。

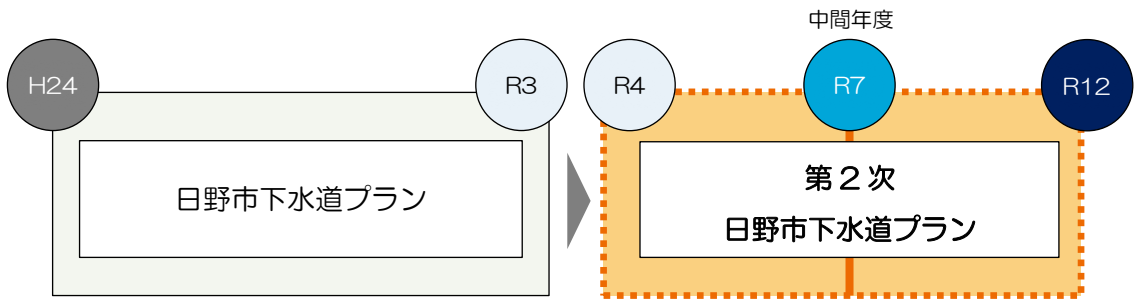


図 1-2 日野市下水道プランの流れ

表 1-1 第2次日野市下水道プランと各種関連計画の進行スケジュール

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第2次 日野市下水道プラン		事業実施			中間評価 (計画見直し)	事業実施				目標	
各種関連計画											
関連計画 日野市	(仮称) 2030ビジョン	策定 予定	事業実施							目標	
	SDGs 未来都市計画	事業実施							目標		
	第3次 環境基本計画	計画推進				中間検証	計画推進				目標
下水道計画 日野市	下水道事業 経営戦略	事業実施			中間評価 (計画見直し)	事業実施				目標	
	全体計画	事業 実施	計画変更		事業実施						
	事業計画	事業実施		計画 変更	事業実施						

※事業計画は、事業期間が5～7年です。令和6年度以降は、事業進捗に応じて計画変更を行います。

2. 下水道事業の概要

2.1. 下水道の役割

下水道は、水環境を守ることが使命とする最も基本的な社会資本で、雨水の排除、汚水の排除・処理、公共用水域の水質保全等の基本的な役割があり、安全・安心で、快適な生活を支えています。

役割 1 街を浸水から守る

近年、雨の降り方が変化し、「集中豪雨」や「ゲリラ豪雨」の発生件数が増加傾向にあります。下水道は、街に降った雨水をすみやかに排除し、浸水を防いでいます。

役割 2 街を清潔にする

下水道は、家庭や工場等により排出される汚水を遅滞なく排除・処理することにより、居住環境を含め、生活環境の改善に貢献する役割があります。また、感染症の予防のほか、害虫や悪臭の発生も防ぎます。

役割 3 身近な環境を守る

家庭や工場等で使用された汚水をそのまま河川や海に流すと、水域の水質汚濁が進みます。下水道は、管きょを通して下水処理場に汚水を送り、下水処理場で汚水を処理することで、水域の水質保全に大きな役割を果たしています。

また、親水性の高い憩いの空間の整備等、他事業とも連携した水辺環境整備が進められることで、下水道は潤いのある水環境の創出にも寄与します。

役割 4 資源・エネルギーを創る

地球温暖化の進行に伴い、顕在化した異常気象が、水害の多発や渇水被害の発生等、社会生活や生態系に影響をもたらしています。下水道は、処理水や雨水、バイオマスやりん等の資源・エネルギーを有しており、これらを循環利用・有効利用し、循環型社会・低炭素社会に貢献・寄与することが望まれています。



図 2-1 下水道の役割

出典：日本下水道協会 HP

2.2. 日野市の下水道

汚水並びに雨水を排除する方式には、合流式と分流式の 2 種類があり、合流式は汚水と雨水を同一の管きよで排除する方式で、分流式は汚水と雨水とを別々の管きよで排除する方式です。日野市の公共下水道は、昭和 33 年の事業着手以来、分流式で事業を進めています。

合流式は、雨天時の下水量が膨大となり、全量を処理場まで送ることが困難なため、途中で一定倍率以上に希釈された汚水を未処理のまま放流せざるを得ません。一方、日野市が採用している分流式は、汚水だけを全量処理場まで送るため、水質汚濁防止の面からも有効な方法です。

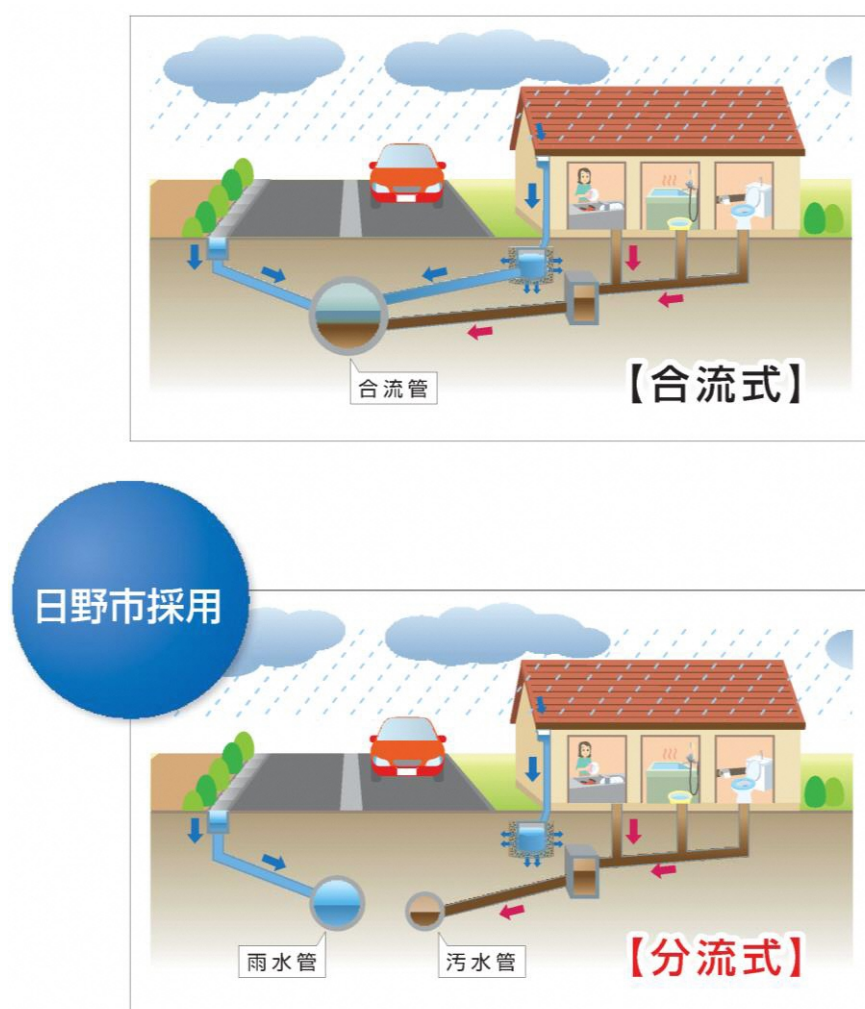


図 2-2 下水道の排除方式

(1) 汚水整備事業

日野市の汚水整備は、東京都が事業主体である多摩川流域下水道の関連公共下水道として事業を推進しており、公共下水道（污水）の計画区域は、①南多摩処理区、②浅川処理区、③秋川処理区の 3 処理区に分かれ、各処理区の污水は、全て多摩川流域下水道の水再生センター（下水処理場）で処理されています。

污水に係わる日野市公共下水道の全体計画および事業計画は、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（東京都）」と整合を図り、令和 6 年度の人口規模や社会情勢を想定して、污水排除施設の規模等を定めており、普及率 100%を目指して事業進行中です。



図 2-3 日野市公共下水道（污水）計画区域

表 2-1 日野市公共下水道（污水）の計画概要

項目		南多摩処理区	浅川処理区	秋川処理区	計
下水の排除方式		分流式（污水と雨水を別々に排除する方式）			
全体計画 ・ 事業計画	① 計画目標年度	令和6年度			
	② 計画区域面積	232ha	1,765ha	400ha	2,397ha
	③ 計画人口	14,900人	130,200人	33,100人	178,200人
	④ 計画汚水量（日最大）	5,980m ³ /日	57,980m ³ /日	26,980m ³ /日	90,940m ³ /日

流域下水道への接続

日野市の下水道は、東京都が事業を行う流域下水道と、日野市が事業を行う流域関連公共下水道が一つのシステムとして機能を発揮しています。

東京都は、流域下水道の水再生センターおよび市町村をつなぐ流域下水道幹線管きょの建設と維持管理を行い、日野市は、流域幹線までの管きょの整備と維持管理を行います。また、流域下水道施設の建設費、改良費および維持管理費の一部は、それぞれ関係する市町村からの負担金をもって東京都が事業を実施します。



図 2-4 多摩地域の下水道のしくみ

出典：東京都下水道事業経営計画 2021

(2) 雨水整備事業

日野市の雨水整備は、時間最大降雨量 50 mm/hr に対応する浸水対策事業を実施しており、浸水被害の解消、軽減、未然防止に努めています。日野市域は、①多摩川、②浅川、③谷地川、④程久保川、⑤大栗川の 5 つの河川流域に分かれていて、流域界など河川計画と整合を図り、行政区域を 31 の排水区に分割しています。各排水区に降った雨は、それぞれ排水区ごとに河川に放流する計画となっています。

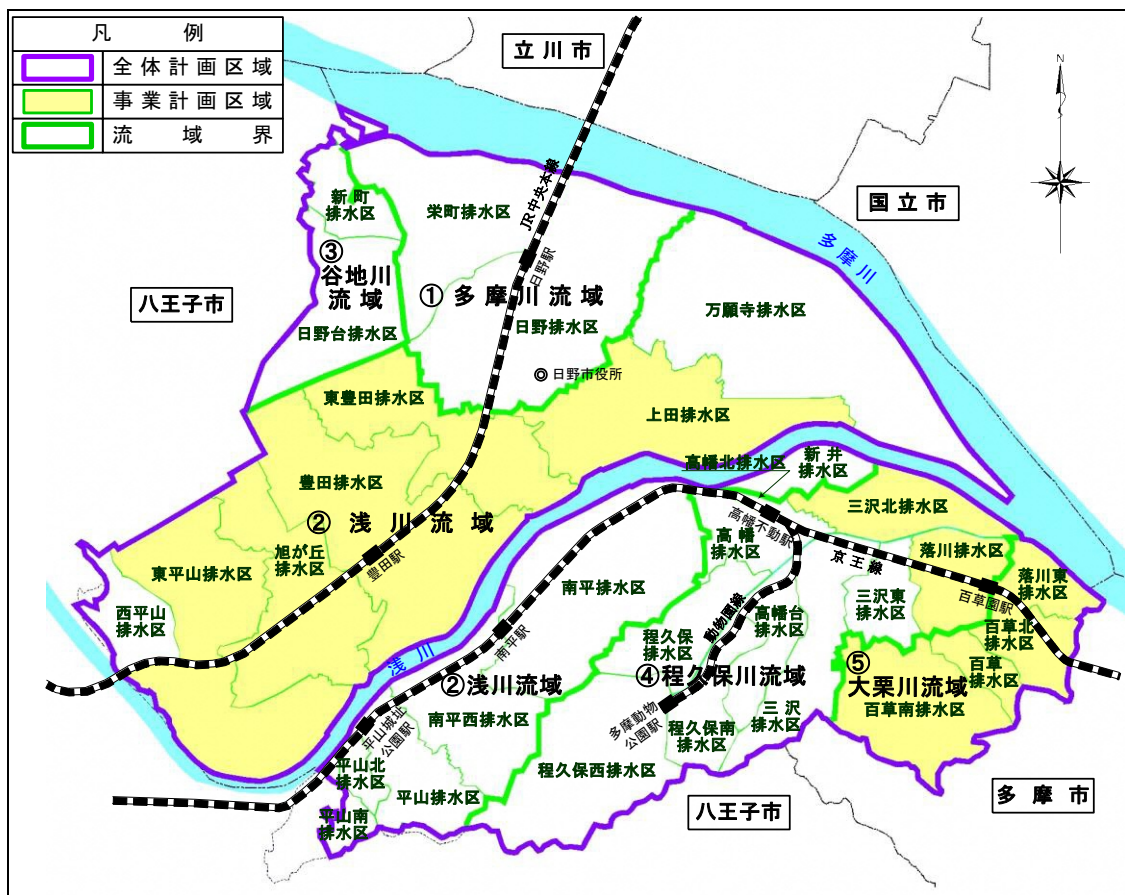


図 2-5 日野市公共下水道（雨水）の計画区域

表 2-2 日野市公共下水道（雨水）の計画概要

項目		内容
下水の排除方式		分流式(汚水と雨水を別々に排除する方式)
放流先河川		多摩川、浅川、谷地川、程久保川、大栗川
雨水流出量の算定式		合理式: $Q = 1/360 \times C \times I \times A$
全体計画 ・ 事業計画	① 計画目標年度	令和6年度
	② 全体計画区域面積	2,397ha
	③ 事業計画区域面積	969.5ha
	④ 計画降雨強度	$I = 5000 / (t+40)$
	⑤ 時間最大降雨量	50mm/hr
	⑥ 計画流出係数	$C = 0.45 \sim 0.55$

3. 現状と課題

3.1. 汚水処理

(1) 污水管きょ整備

日野市の下水道処理人口普及率（処理区域人口／行政人口）は、令和2年度現在で96.0%に達しており、全国平均80.1%に対しては大きく上回っていますが、多摩地区平均98.8%に

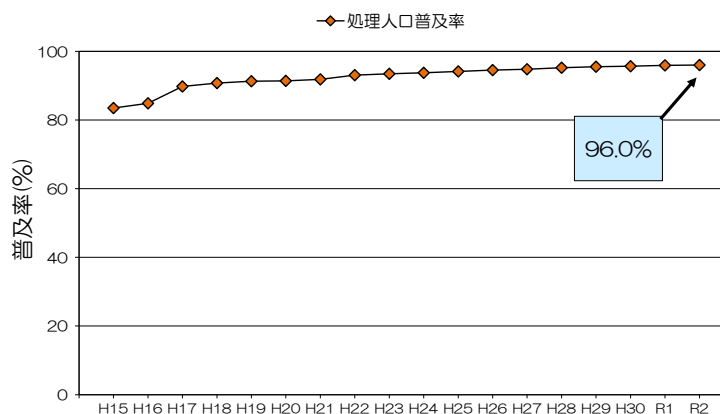


図 3-1 日野市下水道処理人口普及率の推移

してはやや低い状況にあります。処理区別の内訳は、南多摩、秋川処理区が100%、浅川処理区が94.4%となっており、浅川処理区の未整備区域は、主に土地区画整理事業中の区域となっています。

今後も引き続き、土地区画整理事業の進捗に合わせた計画的な污水管きょ整備が必要となります。



図 3-2 公共下水道（污水）整備区域図

(2) 接続状況

公共下水道が供用された場合、下水道法の規定により、供用開始区域内の土地所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に接続するために必要な排水設備を設置しなければならないこととなっています。

日野市において、下水道管きょへの接続率（水洗化人口／処理区域内人口）は、令和 2 年度現在で 98.3%に達し、全国平均 86.4%（R1 値）に対しては上回っていますが、多摩地区平均 99.2%（R1 値）に対しては、やや低い状況にあります。

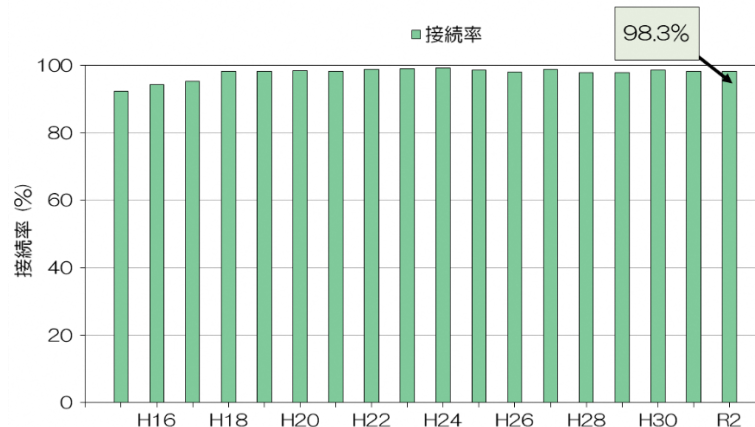


図 3-3 接続率の推移

市民の生活環境や公共用水域の水質のさらなる改善を図るため、日野市では、「公共下水道使用切替工事費融資あっせん制度」を設け、供用開始の日から 3 年以内に公共下水道使用切替工事を行う市民を対象に改造資金の融資あっせんを行っています。

また、公共下水道への切り替え PR や、未接続家屋へ接続願い文書を送付し、公共下水道への接続促進に努めています。



図 3-4 下水道切り替え PR

今後も引き続き、公共用水域の水質や使用料収入の向上を図るため、接続率 100%への取り組みを実施する必要があります。

課題

- 浅川処理区の下水道処理人口普及率は、未だ 94.4%であることから、引き続き、土地区画整理事業の進捗と合わせた計画的な污水管きょ整備が必要となります。
- 公共用水域の水質や使用料収入の向上を図るため、接続率 100%への取り組みを実施する必要があります。

3.2. 水環境の保全

(1) 水環境の現状

① 河川

日野市は、多摩川や浅川等の市内河川の水環境はもとより、下流域に位置する東京湾の水環境を保全する上で重要な役割を担っています。

日野市内の環境基準点である浅川（高幡橋）において、浅川処理区の汚水面整備率向上に比例して、水質は改善され、環境基準

（A 類型：BOD 2mg/L 以下）を達成し、現状では BOD 1mg/L 以下まで向上しています。また、東京都（流域下水道）では、従来よりも水を綺麗にできる高度処理を一部取り入れ、処理水質の改善に取り組んでいます。

引き続き、多摩川や浅川等で、アユ等の水生生物が住みやすく、水と親しむことのできる良好な水環境を創出するため、さらなる水質改善が求められています。そこで、東京都と連携して、下水処理水に含まれる窒素やりんをより多く削減する高度処理の整備を進めていく必要があります。

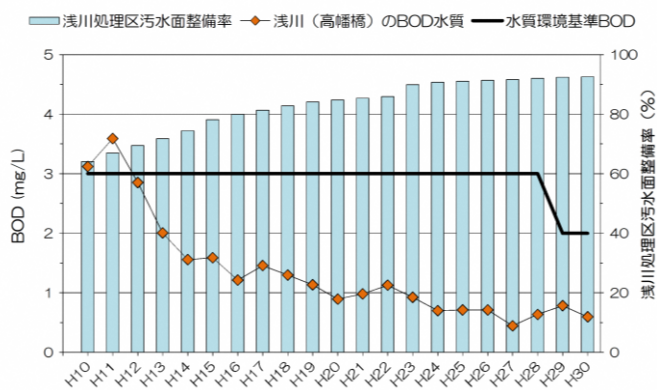


図 3-5 浅川（高幡橋）における BOD 水質

出典：東京都環境局 HP



図 3-6 浅川で遊ぶ子どもたち

一方、浅川の水量は年々減少傾向にあります。その要因の一つとしては、市街化の発展に伴う雨水の地下浸透域の減少等が考えられます。

浅川の流量を安定して保つことで、水辺の景観や水質を保ち、水生生物を守ります。そのため、平常時において、浅川の流量を適度に確保することが重要となってきます。

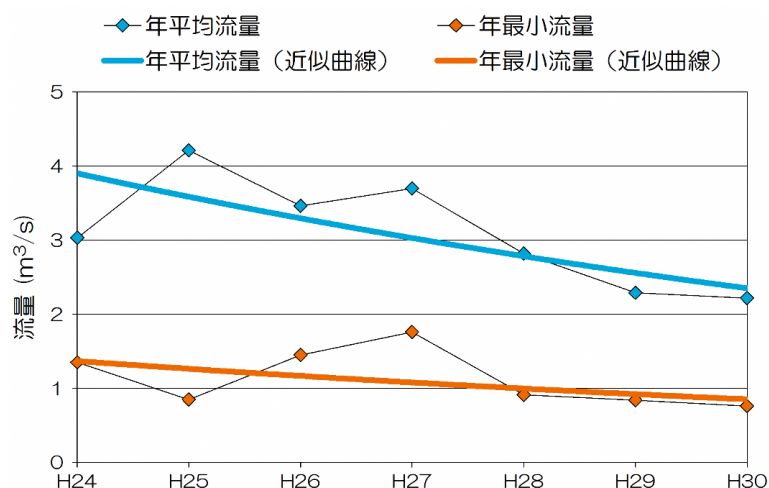


図 3-7 浅川（高幡橋）における流量の推移

出典：東京都環境局 HP

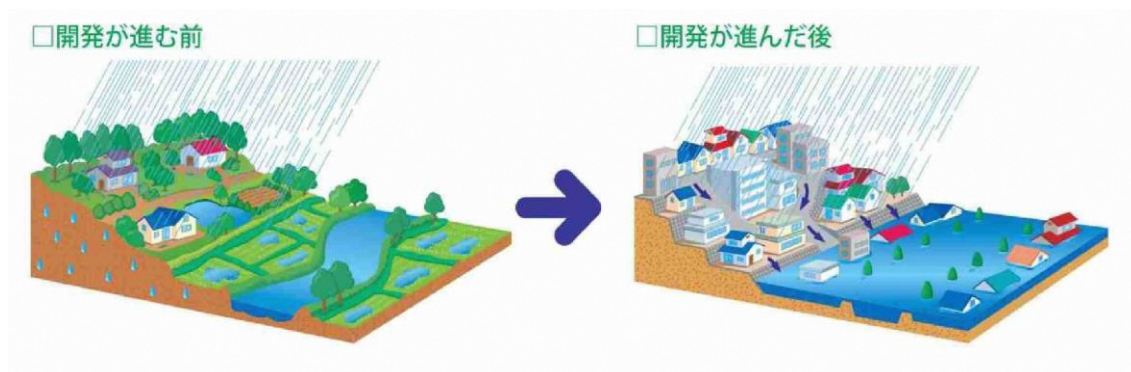


図 3-8 市街化による地下浸透域減少のイメージ

出典：国土交通省 HP

② 湧水

日野台地の崖線（市の北西部）や多摩丘陵（市の南部）の沢筋には、豊かな自然環境資源のひとつである湧水が集中して湧き出ており、集まって小川をつくったり、用水路や河川に流れ込んでいます。

その中でも、黒川清流公園湧水、中央図書館下湧水、小沢緑地湧水の 3 箇所は「東京の名湧水 57 選」に選定されています。

しかし、建物の建設や土地の造成等、都市化が進行することによって、令和元年度の調査地点数 133 地点のうち、実際に湧水量を測定できたのは 91 地点でした。

表 3-1 代表的な日野市の湧水

黒川清流公園湧水	中央図書館下湧水	小沢緑地湧水
		

出典：水辺のある風景日野 50 選

(2) 雨水の地下浸透

日野市では、健全な水環境の保全・回復や雨水流出抑制を図るため、以下に示す取り組みを行っています。雨水浸透施設は、保水機能を維持するのみならず、浸透水が水循環を改善し、河川の平常時流量の安定や湧水の復活を促す等、環境対策の役割も期待されています。

令和元年度末現在、雨水浸透施設の設置状況は、開発事業分と合わせると雨水浸透ますが 13,640 基、雨水浸透トレンチが 22,416m です。

また、浸透施設の機能を長く維持するには、適切かつ定期的な維持管理が不可欠です。そのため、市民や民間事業者等に定期的な清掃・点検に協力してもらう必要があります。



図 3-9 浸透施設の設置効果

出典：河川審議会水循環小委員会資料

雨水の地下浸透のための取り組み

みどりの保全

- 緑地、樹林地および農地の保全を推進し、雨水の地下浸透を図っています。

民間施設（家庭・事業所）に対する雨水浸透

- 宅地造成および建築物の新築又は増改築等に際し、事業者や施工主に対し、雨水浸透施設の設置について指導しています。

（対象は市内全域ですが、一部丘陵地域等設置に適さない地域もあります。）

公共施設に対する雨水浸透

- 公共施設に対して、透水性舗装等の雨水浸透を促進しています。



図 3-10 雨水浸透ます

課題

- 浅川（高幡橋）において、水量は約 20 年前と比較して約 1/4 程度まで減少しており、湧水地点についても、従来と比較して減少していることから、水環境保全・回復のため、さらなる雨水浸透施設の設置促進が必要と考えられます。
- 浸透施設の機能を長く維持するには、適切かつ定期的な維持管理が不可欠であり、市民や民間事業者等に定期的な清掃・点検に協力してもらう必要があります。

3.3. 浸水対策

(1) 雨水管きょ整備

日野市の雨水整備事業は、計画規模を時間最大降雨量 50mm/hr とするもので、特に浸水被害が多発している浅川左岸地域について、集中的に事業を推進しています。令和元年度現在、日野市の雨水面整備率（整備済面積／事業計画面積）は、89.0%です。当該地域は、土地区画整理事業中の区域を含んでおり、雨水整備は事業の効率化を図るため、土地区画整理事業との同時施工を進めています。



図 3-11 雨水管内部

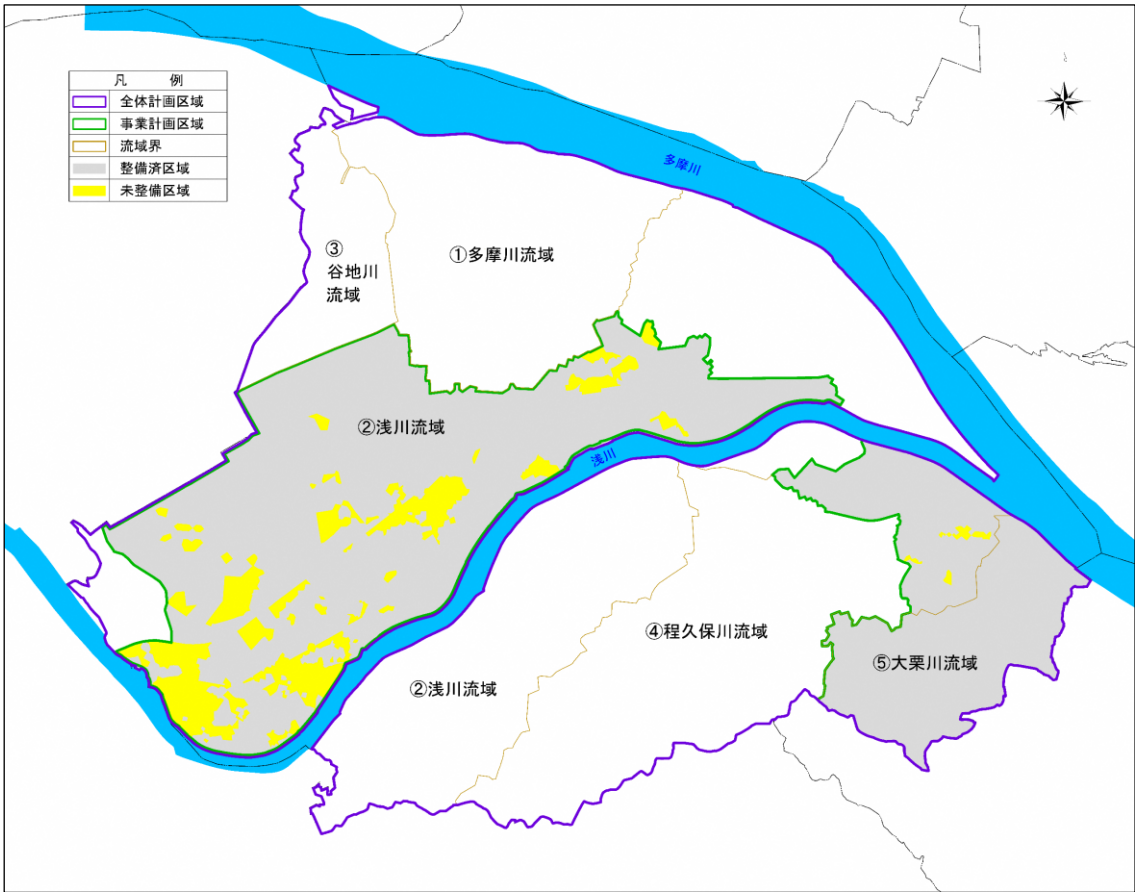


図 3-12 公共下水道（雨水）整備区域図

表 3-2 雨水管きょの整備状況（令和元年度末現在）

項目	事業計画面積 ①	事業計画区域 整備面積 ②	整備率 ②／①
面整備	969.5ha	863.0ha	89.0%

(2) 気候変動

近年、世界中で気温上昇や降水量、降雨パターンの変化等の気象変化が顕在化しており、渇水や洪水のリスクが高まっています。全国のアメダスにより集計した50mm/hr以上の年間発生回数は、10年ごとに分析すると増加傾向にあります。また、台風の大型化等により、甚大な浸水被害が毎年のように発生しています。

日野市では、これまで実施してきた雨水整備事業により、徐々に浸水被害は減少してきていますが、近年でも依然として浸水は発生しています。特

に、令和元年度の台風19号では、床上浸水に至る被害も発生し、浸水による被害を最小化する対策を緊急に講じる必要性が高まっています。今後、時間と財政的制約の中で、緊急かつ効率的に浸水被害の最小化を図るためには、「選択と集中」の観点から、地区と期間を限定した整備を行う必要があります。

また、気候変動の影響を踏まえた下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定めた「雨水管理総合計画」の策定が望まれています。

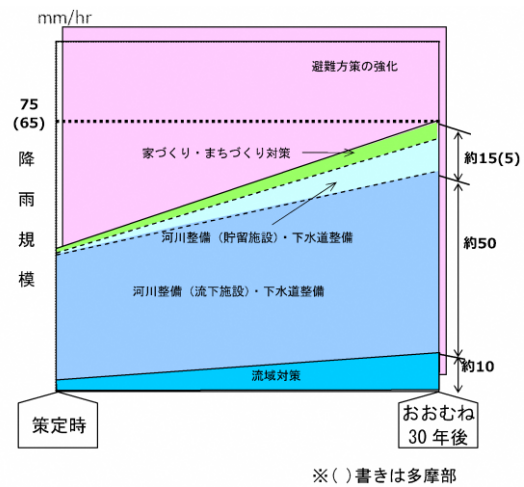


図 3-13 各対策の役割分担（イメージ図）

出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）

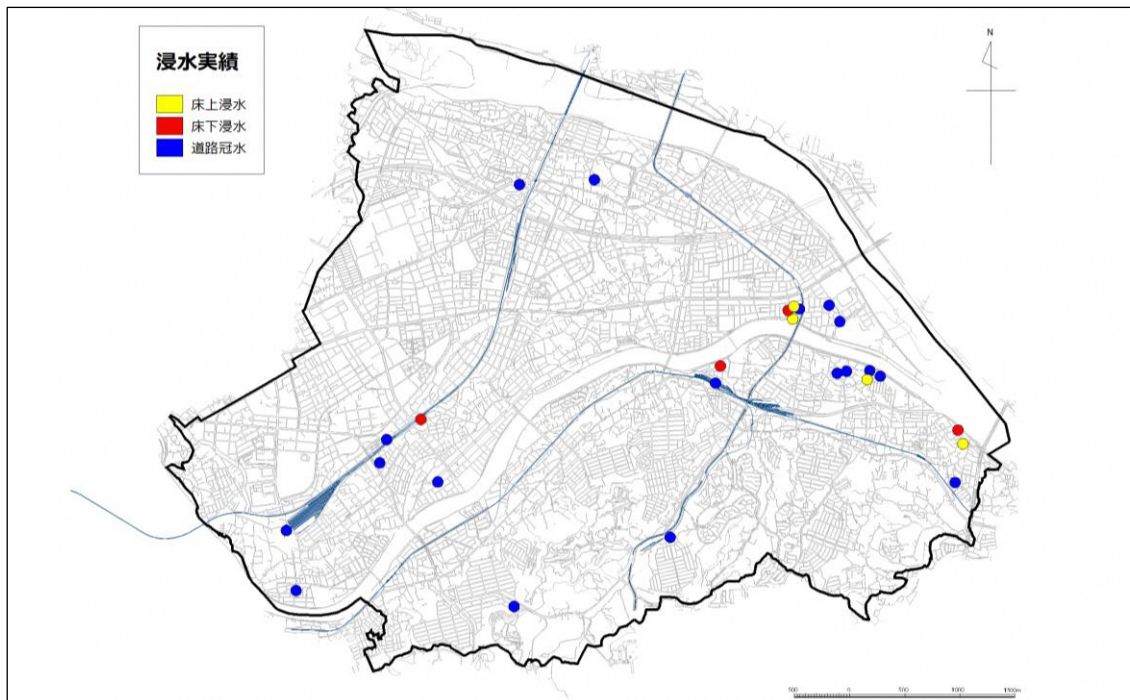


図 3-14 近年の浸水被害状況（平成24年度～令和元年度）

(3) ソフト対策、自助・共助の促進

日野市では、洪水時のハザードマップを公表しており、市民が事前に災害危険や対応方法等を認識できるよう啓発を行っています。この洪水ハザードマップでは、多摩川水系の流域に、2 日間で 588mm の大雨が降る、想定最大規模降雨を想定しています。また、気象情報等を



図 3-15 日野市洪水ハザードマップ

出典：日野市地域防災計画

ています。さらに、自助・共助を促すための支援として、関係機関と連携し、地域住民向けの防災訓練や防災講話を実施しています。

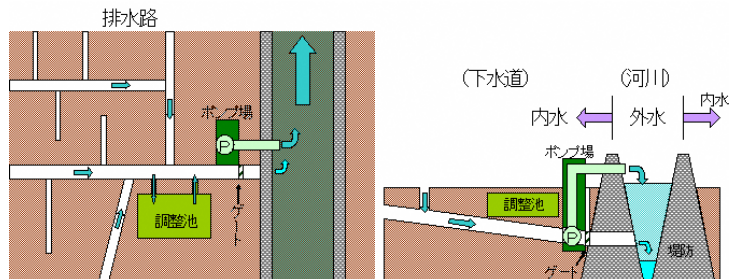
国土交通省では、対象災害に水害を加えた「下水道 BCP 策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（令和 2 年 4 月）を改定しました。今後、日野市でも、地域防災計画の改定と合わせ、浸水を含めた下水道 BCP（業務継続計画）を策定し、浸水被害対応の強化を図る必要があります。

さらに、近年の気候変動の影響により、集中豪雨等が多発、水災害が激甚化・頻発化していることから、令和 3 年度に流域治水関連法が改正され、内水ハザードマップの作成が求められています。内水ハザードマップを活用し、住民等への浸水リスクを周知することで、自助・共助による減災対策および適切な水防活動や避難行動等を促すことができます。

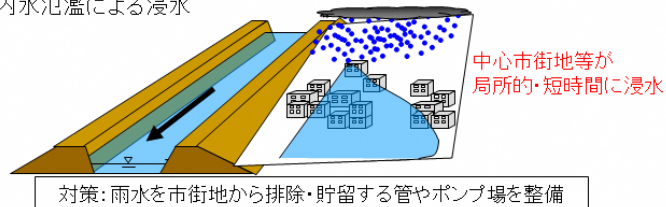
また、浸水被害を最小限に抑えるため、自助・共助を促す対策として、洪水予報等による避難情報の発信だけでなく、管きょの水位情報等を活かした、さらなる情報発信を進めることが望まれます。

洪水氾濫と内水氾濫の違い

都市浸水には、都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」と、河川から溢れて発生する「洪水氾濫」があります。



○内水氾濫による浸水



○洪水氾濫による浸水

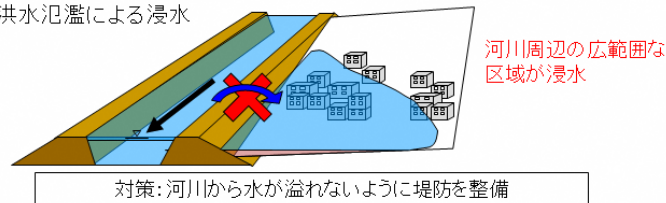


図 3-16 内水氾濫による浸水と洪水氾濫による浸水の違い

出典：国土交通省 HP

課題

- 日野市には、浸水実績がない地区や、家屋等がなく整備が不要な区域もあります。そこで、「選択と集中」の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に、浸水対策を推進する必要があります。
- 近年、気候変動等によって、計画規模を上回る豪雨が頻発していることから、計画規模を上回る豪雨に対する対策も必要とされ、雨水管理総合計画の策定が望まれています。
- 浸水を含めた下水道 BCP を策定し、浸水被害対応の強化を図る必要があります。
- 今後は、洪水予報等による避難情報の発信だけでなく、内水ハザードマップの公表や、管きよの水位情報等を活かしたさらなる情報発信を進めることが望まれます。

3.4. 地震対策

(1) 地震に備える

下水道は、市民生活におけるライフラインの一つとして、震災時でもその機能を維持する必要があります。地震により下水道施設が被害を受けると、トイレが使えないだけでなく、水再生センターやマンホールからの汚水の流出、管路破損が原因の道路陥没による事故、都市機能のマヒ等、公衆衛生や市民生活に多大な影響を及ぼします。



図 3-17 下水道のライフライン特性

出典：国土交通省 HP

日野市では、平成 24 年度に「日野市下水道総合地震対策計画」、平成 27 年度に「第 2 次日野市下水道総合地震対策計画」を策定し、計画に基づいた管きょの耐震化を実施しています。令和 2 年度現在、「液状化の可能性が高い」および「液状化の可能性がある」と判断された地域の重要な幹線等に対する耐震化率は 100%となっています。

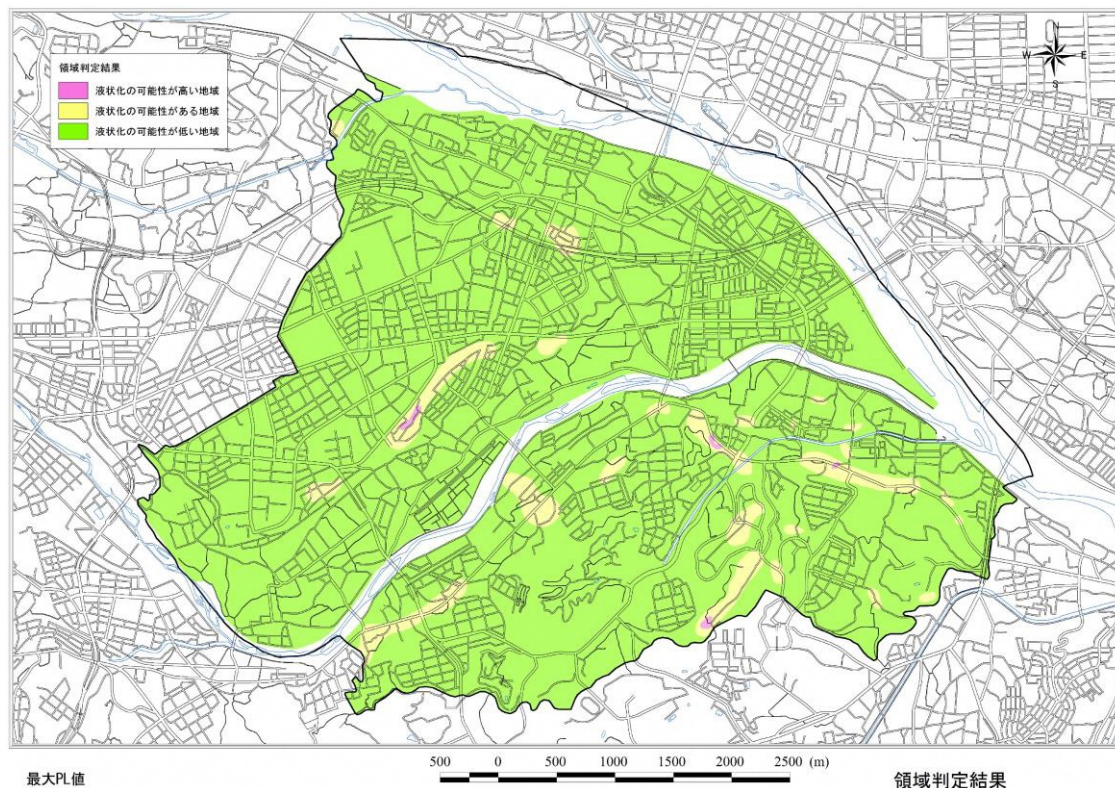


図 3-18 日野市液状化危険度判定

出典：日野市環境共生部下水道課「下水道施設耐震検討用システム」

(2) 災害時の復旧体制

下水道機能が停止した際の社会的な影響の一つとして、避難所等におけるトイレ機能の停止や低下があります。そこで、日野市では避難所等におけるトイレ機能の確保に向け、マンホール型トイレ施設等の設置を進めています。

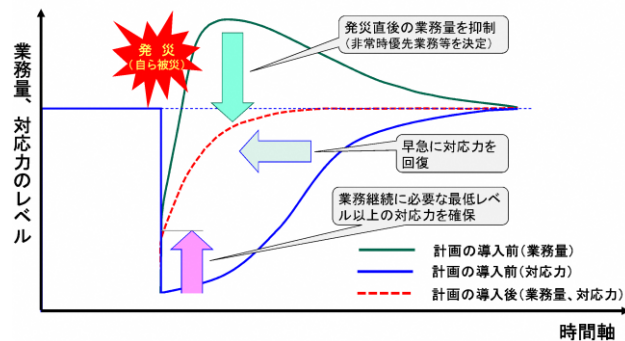


図 3-19 下水道 BCP の導入に伴う効果イメージ

出典：中央省庁業務継続ガイドライン第2版

また、日野市では、平成 26 年度に「日野市下水道事業業務継続計画」（以下、日野市下水道 BCP という）を策定しました。下水道 BCP とは、災害時にも下水道施設の機能を維持、または早期回復できるようにするための計画です。令和 2 年度、日野市では日野市下水道 BCP に基づいた訓練を実施し、職員の対応能力向上を図っています。また、定期的な見直しを進め、日野市下水道 BCP は令和 2 年 3 月に最新版に改定しました。



図 3-20 下水道 BCP に基づく訓練の様子（左）、マンホール型トイレ施設（右）

課題

- 避難所等におけるトイレ機能の確保に向け、引き続きマンホール型トイレ施設の整備を進める必要があります。
- 多発する災害時の対応の教訓・事例や訓練を踏まえて、PDCA による継続的な下水道 BCP の見直しを進め、内容をより実践的なものにしていくことが必要です。
- また、下水道 BCP の定着と職員の対応能力向上を図るため、定期的な訓練を実施する必要があります。

3.5. 維持管理

(1) 管路施設の維持管理

日野市では、これまで昭和 33 年から整備してきた約515kmの污水管きょを有しています。これらの膨大な量の管きょを適正に管理するために効率的な点検・調査および修繕・改築が重要となります。

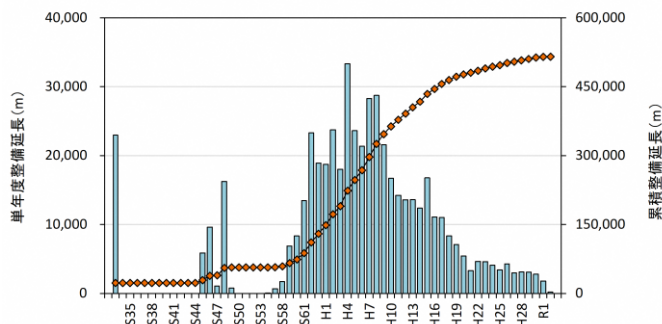


図 3-21 管きょの布設状況（污水）

管きょの老朽化を放置すれば、下水道機能の停止によるトイレの使用制限や污水の市街地への流出、さらには管きょの破損による道路陥没等、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすことになります。

日野市では、計画的かつ効率的な下水道施設の維持管理を行うため、以下の計画を策定し、これらの計画に基づいた点検・調査および修繕・改築を行っています。

維持管理計画

- 平成 20 年度、国が創設した「下水道長寿命化支援制度」を活用し、事故の未然防止およびライフサイクルコストの最小化を図ることを目的に、平成 24 年度に「日野市下水道管路施設長寿命化計画」を策定しました。
- その後、平成 28 年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」が創設されたことを受け、当制度を活用して持続的に下水道事業を実施するため、平成 29 年度に「日野市下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

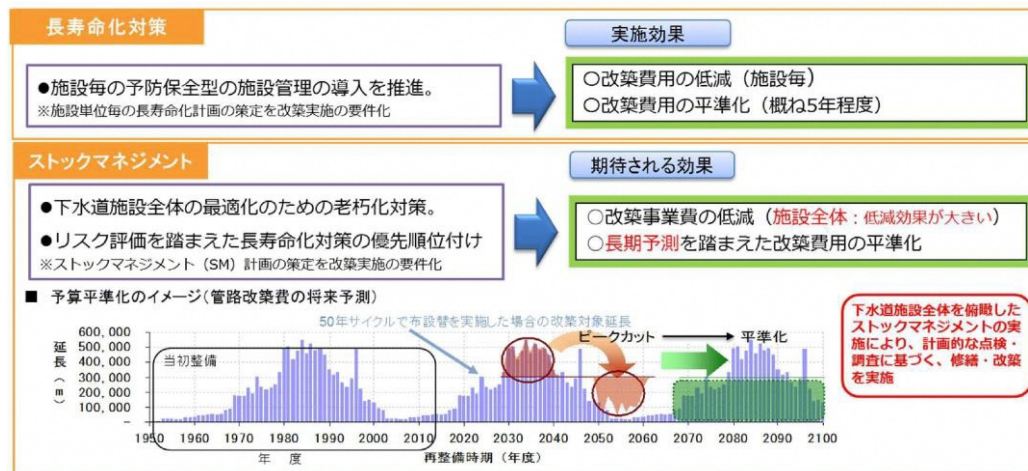


図 3-22 今後の老朽化の考え方

出典：国土交通省 HP

(2) 雨天時浸入水への対策

日野市では、汚水の排除方式は雨水と別々に収集する分流式下水道を採用しています。本来、分流式の汚水施設には、雨水や地下水は流入しない構造となっていますが、雨天時に下水量が急激に増大する状況が多く確認されています。

この雨天時に汚水施設へ流入する雨水や地下水のことを雨天時浸入水といい、雨天時に増大した下水量が汚水施設の処理能力を超える場合には、污水管からの溢水、ポンプ場・処理場の冠水、処理場における処理能力の低下、公共用水域の水質悪化、公衆衛生の悪化等が懸念されることや、流域下水道維持管理費負担金の増加につながることから、計画的な対応が求められています。

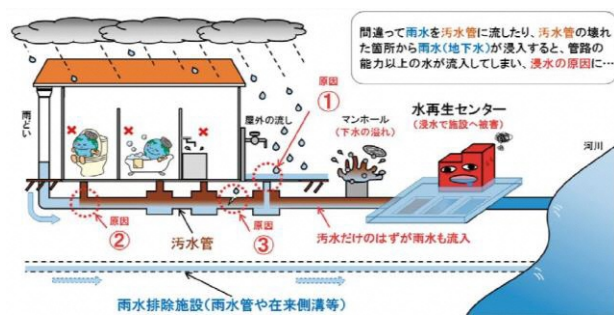


図 3-23 雨天時浸入水イメージ

出典：東京都下水道事業経営計画 2021

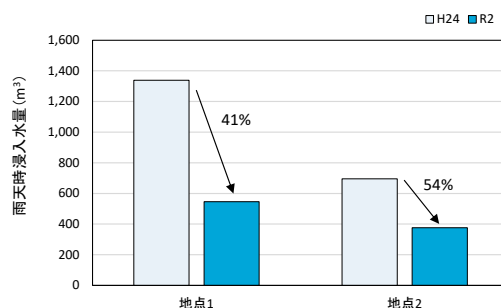


図 3-24 雨天時浸入水の比較結果（台風無）

出典：平山住宅下流雨天時増水調査業務委託 業務報告書

東京都では、平成 23 年度に、日野市を含めた浅川処理区における流量調査を実施しており、この調査で「京王平山住宅地」の対策優先度が高いと判断されました。日野市では、平成 25 年度から令和元年度にかけて、長寿命化計画に基づく対策により同地区の污水管の更生や取付け管の布設替等を実施しました。雨天時浸入水対策後、令和 2 年度に再度流量調査を実施したところ、雨天時浸入水は平成 24 年度の 41～54%程度となり、対策効果が確認されました。

また、令和元年度における日野市の有収率（年間有収水量/汚水処理水量×100）は、83.8%であり、近隣市（八王子市、町田市、稲城市、多摩市）の平均値 88.0%に対してやや低い状況にあります。その要因として、多量の雨天時浸入水の発生が考えられることから、引き続き、雨天時浸入水の削減に努め、有収率の向上を図る必要があります。

有収率とは

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合です。有収率が高いほど、使用料徴収の対象とすることができない雨天時浸入水等の不明水が少ないことを示し、事業者にとっては高い方が望ましいとされています。

(3) 維持管理のデジタル化

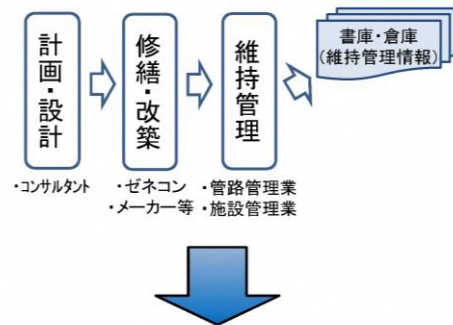
日野市では、管路施設の情報をデジタル化して一括管理する電子台帳システムを導入し、令和2年度までに管路調査および台帳データの更新を行いました。

日野市が独自で導入している電子台帳システムは、管きょ情報（管径、延長、管種、土被り、布設年度等）の一元管理や点検・調査、補修履歴等のデータを蓄積し、維持管理へ活用することが可能です。現在、日野市では、点検・調査等の維持管理情報を含む施設情報の電子化を進めています。

今後、管きょの老朽化に伴い、維持管理コストや更新事業量が増加していくことから、電子台帳システムに点検・調査結果だけでなく、多種多様なデータを集約し、集約したデータ

を分析、点検・調査や修繕・改築の計画策定にフィードバックする等、計画から設計、工事、維持管理のあらゆる場面で活用していく必要があります。

＜従来のストックマネジメント（線的なフロー）＞



＜マネジメントサイクルの構築イメージ＞

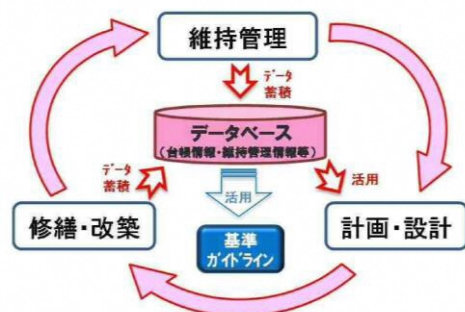


図 3-25 維持管理起点マネジメントサイクル

出典：新下水道ビジョン加速戦略（平成29年8月）

また、近年の気候変動の影響により、集中豪雨等が多発、水災害が激甚化・頻発化していることから、令和 3 年度に流域治水関連法が改正され、下水道の樋管等の操作ルールの策定が義務付けられました。

日野市では、河川等から市街地への逆流等を確実に防止するため、令和 2 年度に「多摩川・浅川の樋管の管理」の操作規則を定めました。

今後は、より安全・確実に樋管等の操作を行うため、開閉の自動化や遠隔化システムの導入が望まれます。

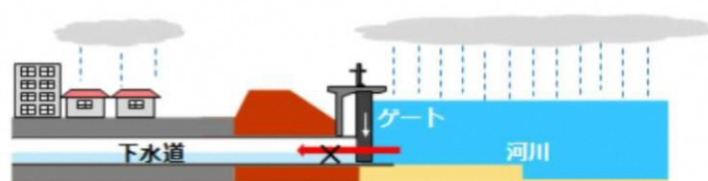


図 3-26 樋管による逆流防止のイメージ

出典：流域治水関連法の改正（下水道関係）説明会資料（令和 3 年 7 月）国土交通省水管理・国土保全局下水道部

課題

- 今後、老朽化した管路施設は、ますます増加していくことから、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査を行うと共に、効率的な修繕・改築を実施する必要があります。
- 昨今、雨水が污水管に流入する状況が多く確認されており、計画的な対応が求められています。
- 管きょの老朽化に伴い、維持管理コストや更新事業量が増加していくことから、維持管理情報の効率的な集積・運用を実施する必要があります。
- 樋管の操作の安全性・確実性向上のため、開閉の自動化や遠隔化システムの導入が望まれます。

3.6. 資源の循環利用

(1) 下水道資源の有効利用

日野市には、流域下水道の終末処理場として東京都が管理する浅川水再生センターがあり、その西側には「みなみぼり遊歩道」が作られています。みなみぼり遊歩道は、市民に親しまれる水再生センターづくりを目指して設けられました。園内を流れる水は、従来よりも水を綺麗にできる高度処理をした処理水を再利用しています。

また、管きよの洗浄水としても、処理水を利用しており、処理水の循環利用に努めています。

さらに、水再生センターで焼却された下水汚泥については、セメントやアスファルト等の原料として資源化が進められてきました。

日野市では、今後も、多様な資源として活用できる可能性を有している処理水や汚泥の有効利用に協力していく必要があります。



図 3-27 みなみぼり遊歩道（左）、焼却灰の資源化（右）

出典：東京都下水道事業経営計画 2016

課題

- 下水道は、水、下水汚泥中の有機物、窒素・りん、再生可能エネルギーである下水熱等、多様な資源として活用できる可能性を有していることから、今後も処理水や汚泥の有効利用に協力していく必要があります。

3.7. 魅力の発信

(1) 情報発信の充実

日野市が故郷の新選組副長・土方歳三は、その生涯を閉じてから、令和元年で 150 年目となりました。そこで日野市では、「土方歳三」個人に焦点を当てたシティプロモーションを実施し、その一環として「土方歳三没後 150 年記念デザインマンホール」を設置しました。また、土方歳三の記念デザインマンホール



図 3-28 記念マンホール

出典：日野市 HP

をマンホールカードにしたものを、令和元年度より配布し、下水道を身近に感じてもらえるように、積極的な広報活動を行っています。

また、平成 28 年度から令和元年度まで、多摩川流域の魅力の発信、漁業の振興、環境保全の推進を図るため、「浅川アユまつり」を毎年開催しました。ここでは、下水道特設ブースを設置し、啓発を行うことで、“下水道の見える化”に努めました。

さらに、東京都が毎年主催する「浅川水再生センター夏フェスタ」においても、下水道事業の役割や大切さについて、市民の理解を深めることを目的とし、啓発活動を行ってきました（令和元年度、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止）。

日野市では、市民に対し、下水道事業について理解・関心の強化や、防災意識を向上していくため、引き続き、マンホールカードや日野市 HP 等を利用した広報活動を実施する必要があります。



図 3-29 浅川アユまつり下水道特設ブース（左）、夏フェスタポスター（右）

出典：東京都下水道局 HP

課題

- 市民に対し、下水道事業について理解・関心を深めていくことや、防災意識を向上していくため、引き続き、マンホールカードや日野市 HP 等を利用した広報活動を実施する必要があります。

3.8. 下水道経営

(1) 下水道事業の運営

下水道事業は、下水道使用料収入、国や都からの交付金、地方債、一般会計からの繰入金により賄われています。下水道事業に係る経費は、「雨水公費・汚水私費」の考え方に基づき、雨水に係る費用は基本的に公費で、汚水に係る費用は下水道使用者からの下水道使用料で負担することになっています。

日野市の下水道事業は、東京都が事業主体である多摩川流域下水道の関連公共下水道として事業を推進しているため、流域幹線までの管きょの建設費と維持管理費のほか、東京都（流域下水道）の建設費や改良費、維持管理費の一部を、関連する各市町村と分担して負担する必要があります。なお、日野市の下水道計画区域は、①南多摩処理区、②浅川処理区、③秋川処理区に分かれていることから、3 処理区分の負担金を支払う必要があります。

日野市では公債費を抑制することで、企業債の償還に努めています。しかし、未だ支出が収入を上回っており、一般会計補助金等の補助的財源に頼らざるを得ない状況が続いています。

国では、「公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むことが必要である。」としています。このような状況を踏まえ、将来にわたり安定した事業運営を行うことを目標として、令和3年度に「日野市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

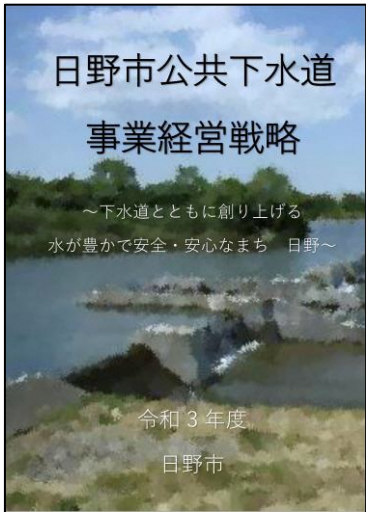
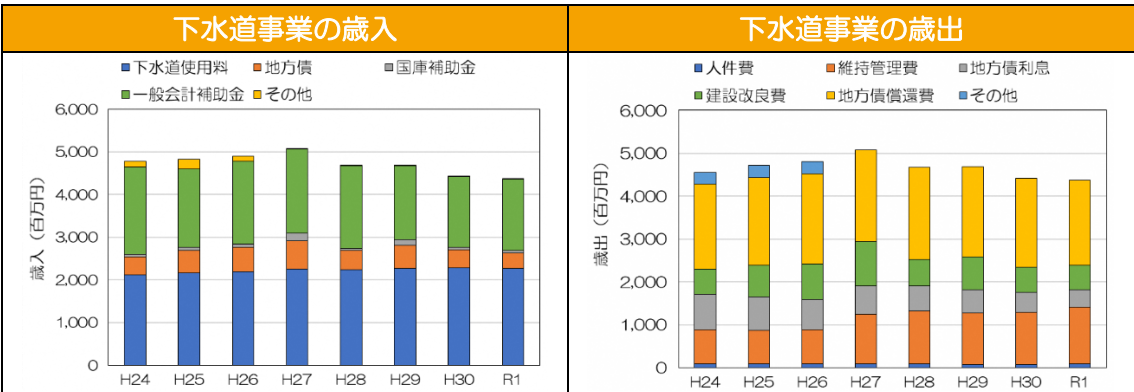


図 3-30 日野市公共下水道事業経営戦略

表 3-3 下水道事業の歳入歳出実績



(2) 人口減少に伴う使用料収入の減少

日野市の人口は、昭和 30 年代から昭和 60 年代にかけて急増しており、東京都全体の爆発的人口増加の受け皿となっていました。

2021 年現在、日野市の人口は緩やかな増加傾向が続いていますが、日野市の人口ビジョンにおける将来人口の推計では、将来的に人口減少に転じると推計されています。

今後、日野市の下水道事業においても、人口減少の影響により、使用料収入の減少が予測され、下水道事業経営に大きな影響を与えることが予想されます。

しかし、今後、未普及対策事業の推進、浸水対策、地震対策、老朽化対策、施設の老朽化に伴う維持管理作業の増加、健全な事業経営に向けた適正な下水道使用料水準の検討等、現状以上の業務量となることが見込まれます。このことから、日野市の下水道事業では、これまでの人口増加を前提とした整備手法から、将来の人口減少にも対応できる事業運営へ変えていく必要があります。

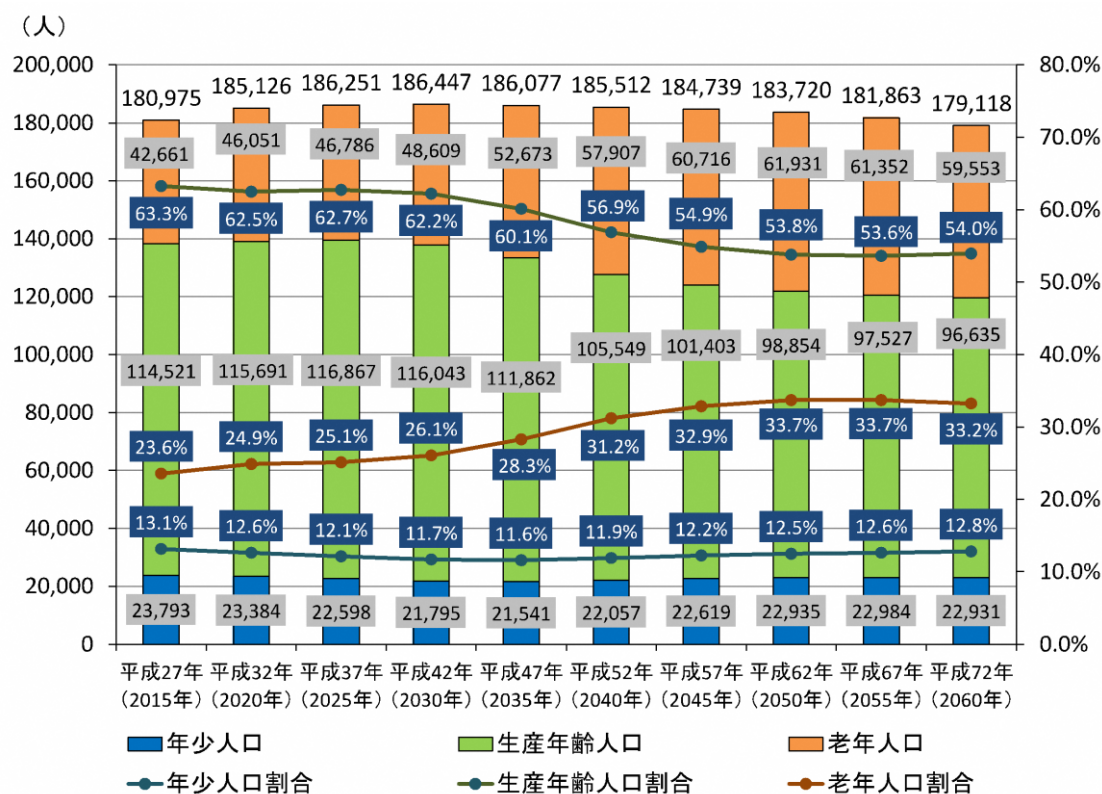


図 3-31 日野市人口推計

出典：日野市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

(3) 公営企業会計の導入

これまで日野市の下水道事業の会計方式は、現金の動きを明らかにする仕組みである官庁会計となっていました。この会計方式は、単年度決算のため、将来支払う負債が不明確でした。

平成 26 年度、総務省は、下水道事業について、地方公共団体（人口 3 万人以上の団体）は、遅くとも令和 2 年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行を求めました。

これを受けて、日野市では平成 28 年度より、公営企業会計の導入に向け検討を行い、令和 2 年 4 月 1 日より地方公営企業法の財務規定等を適用しました。これにより、損益情報やストック情報等の経営状況を正確に把握し、よりの確な事業運営に努めています。

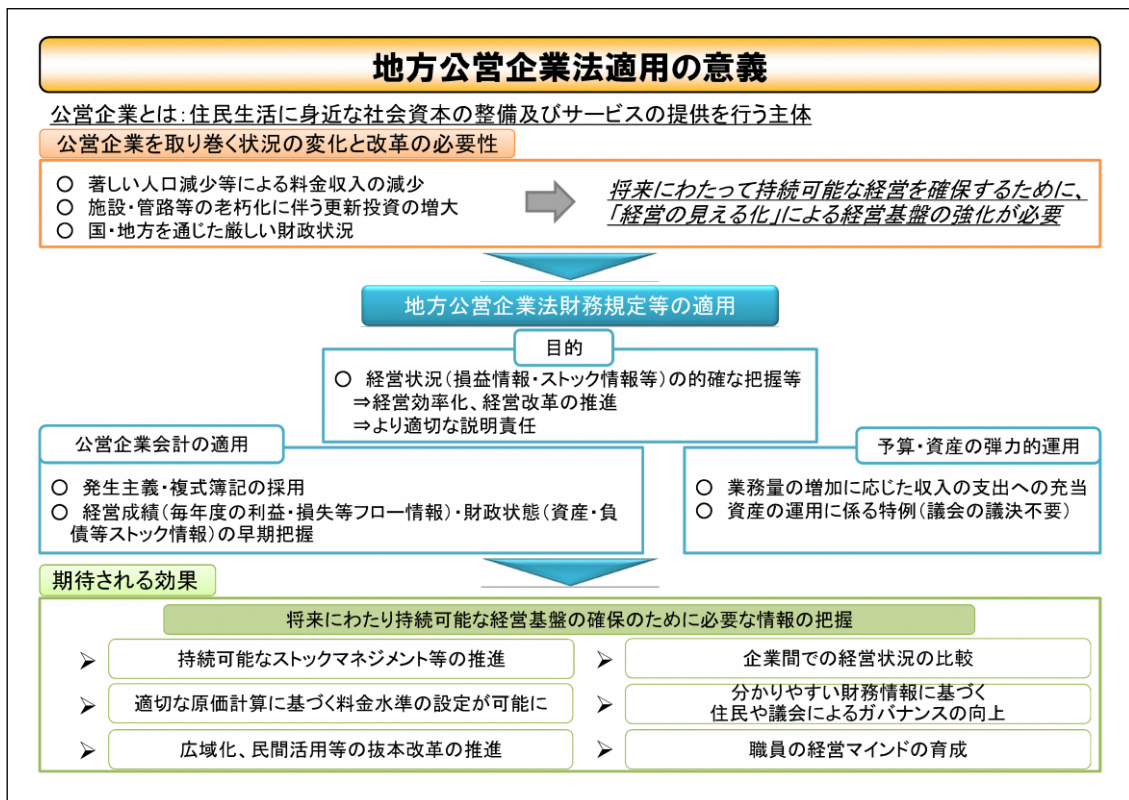


図 3-32 地方公営企業法適用の意義

出典：総務省 HP

（４）広域化・共同化の検討

下水道の事業運営には、人口減少の進行に伴う使用料収入の減少や、技術職員の減少、下水道施設の老朽化といった様々な課題があります。

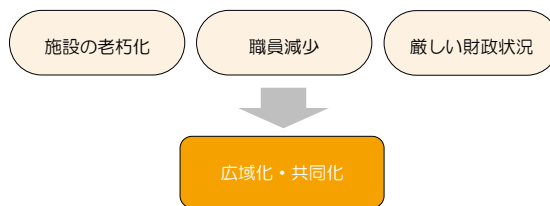


図 3-33 広域化・共同化イメージ

執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続する

ためには、スケールメリットを生かして効率的な管理が可能な広域化・共同化は有効な手法の一つとされています。

平成 29 年度、国土交通省は関係 3 省（総務省、農水省、環境省）と連名にて、全ての都道府県における令和 4 年度までの汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定を要請しました。

日野市は、東京都が管理する流域下水道の構成市であり、広域的な汚水処理に参画しています。また、現在、東京都（流域下水道）では、「下水道事業の広域化・共同化検討会」において、さらなる広域連携について検討を進めています。

課題

- 日野市では、支出が収入を上回っており、一般会計補助金等の補助的財源に頼らざるを得ない状況が続いていることから、今後は、「日野市公共下水道事業経営戦略」に基づいた事業運営を行い、経営の健全化を推進する必要があります。
- 日野市の人口は、将来的に減少に転じると推計されていることから、将来の人口減少にも対応できる事業運営へ変えていく必要があります。
- 地方公営企業法の適用により、類似の公営企業や民間企業との比較が可能となり、財政状況を明らかにすることにより、“経営の見える化”に努める必要があります。
- 経費の節減や業務の効率化だけでなく、職員の技術の継承といった観点からも、近隣自治体と連携し、広域化・共同化を推進する必要があります。

3.9. 課題のまとめ

日野市の下水道事業で、今後取り組む課題を挙げると、次のとおりです。

日野市の下水道事業は、時代の変化に伴い、解決すべき課題が顕在化しています。こうした状況の中、下水道の基本的な役割を担い続けるとともに、長期的な視点に立って下水道サービスの更なる向上を図るため、目標と施策を明確化する必要があります。

また、課題やニーズが多様化・複雑化し、日野市だけでの対応が難しくなっており、こうした課題を解決するためには、市民の皆様の協力や東京都との連携が必要不可欠です。

汚水処理

- 公共用水域の水質向上を図るため、汚水未整備区域を解消する必要があります。
- 公共用水域の水質や使用料収入の向上を図るため、接続率 100%への取り組みを実施する必要があります。

水環境の保全

- 浅川の流量維持や湧水の保全のため、雨水浸透施設の設置を促進する必要があります。
- 雨水浸透施設の機能を長く維持するには、適切かつ定期的な維持管理が不可欠であり、市民や民間事業者等に定期的な清掃・点検に協力してもらう必要があります。

浸水対策

- 優先度を考慮した浸水対策を推進する必要があります。
- 気候変動による計画規模を上回る豪雨に対しても、対策を実施する必要があり、雨水管理総合計画の策定が望まれています。
- 浸水を含めた下水道 BCP を策定し、浸水被害対応の強化を図る必要があります。
- 洪水予報等による避難情報の発信だけでなく、内水ハザードマップの公表や、管きょの水位情報等を活かしたさらなる情報発信を進める必要があります。

地震対策

- 避難所等におけるトイレ機能の確保に向け、引き続きマンホール型トイレ施設の整備を進める必要があります。
- 多発する災害時の対応の教訓・事例や訓練を踏まえて、PDCA による継続的な下水道 BCP の見直しと定期的な訓練を実施する必要があります。

維持管理

- 老朽化により、更新が必要となる管路施設が増大することから、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査、効率的な修繕・改築を実施する必要があります。
- 有収率向上を図るため、雨天時浸入水に対する計画的な対応を実施する必要があります。
- 膨大な量の下水道施設を適切に維持管理するため、維持管理情報の効率的な集積・活用を実施する必要があります。
- 樋管操作の安全性・確実性向上のため、開閉の自動化・遠隔化システムの導入が望まれます。

資源の循環利用

- 東京都と連携し、処理水や汚泥の有効利用を推進する必要があります。

魅力の発信

- 市民に対し、下水道事業について理解・関心の強化や、防災意識を向上していくため、積極的な広報活動を実施する必要があります。

下水道経営

- 支出が収入を上回っていることから、「日野市公共下水道事業経営戦略」に基づいた、経営の健全化を推進する必要があります。
- 将来の人口減少にも対応できる事業運営へ変えていく必要があります。
- 地方公営企業法適用による、“経営の見える化”に努める必要があります。
- 経費の節減や業務の効率化、職員の技術継承に向けた、広域化・共同化を推進する必要があります。

4. 国と日野市の施策方向性

4.1. 国の動向

(1) 下水道政策（国土交通省）

国では、「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」により、下水道事業の方向性を示しています。



4.2. 日野市の動向

(1) (仮称) 2030 ビジョン

現代の社会は、人口減少への歴史的な転換点にあります。行政においても、デジタル化だけでなく、あらゆる視点で、視点や発想の転換（トランスフォーム）と新たな基軸（イノベーション）が求められています。

そこで、日野市では、『基本構想・基本計画』と『総合戦略』を一体化した『(仮称) 2030 ビジョン』を令和 4 年度に策定予定です。『(仮称) 2030 ビジョン』は、多様性のある社会への変化を踏まえ、複合的な視座を得るための指針となる計画です。



図 4-1 (仮称) 2030 ビジョンの計画概要

(2) 日野市 SDGs 未来都市計画

① SDGs とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



図 4-2 SDGs17 のゴール

出典：国際連合広報センターHP

② SDGs 未来都市

SDGs 未来都市とは、地域発で持続可能な地域づくりを進め、モデルとなる取り組みを日本や世界に発信することを目的に、SDGs の達成に向けた取り組みを提案する都市を内閣府が選定する制度です。

持続可能な地域づくりを進めるためには、「経済・社会・環境」の3分野を統合的な取り組みの推進や、ある分野の取り組みが他の分野への好影響を与える好循環を意識した取り組みを推進することが必要とされています。

2019年度、日野市を含む31自治体がSDGs 未来都市に選定されました。日野市では、次世代に引き継ぎたいと思える地域づくりを進めるために、市民・企業等あらゆるステークホルダーとの対話と共創を重視した取り組みを進めていくこととしています。

下水道事業においても、この持続可能な開発目標を念頭に、目標達成に向けて何ができるか考え、そして取り組んでいく必要があります。

市民・企業・行政の対話を通した生活・環境課題産業化で実現する
生活価値（QOL）共創都市 日野

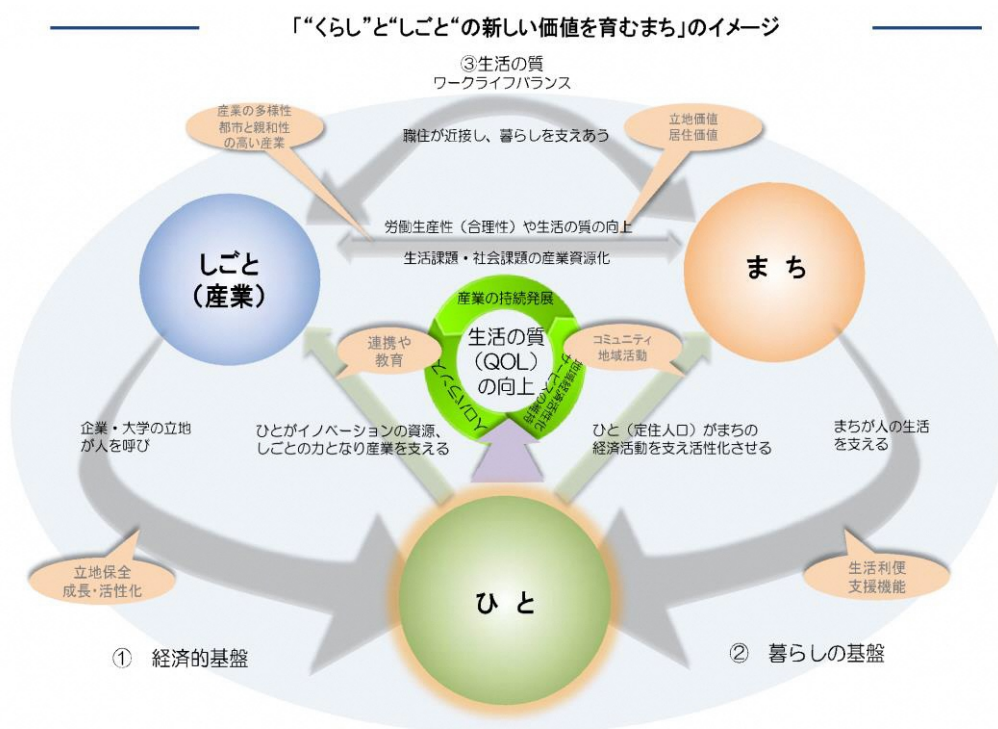


図 4-3 日野市 SDGs 未来都市計画

出典：日野市 SDGs 未来都市計画

5. 基本理念と基本方針

5.1. 基本理念

前章の日野市公共下水道事業の現状と課題を踏まえた上で、今後の日野市の下水道が目指すべき「基本理念」を定めました。この基本理念は、日野市の上位計画や関連計画の基本理念を反映しています。

第2次日野市下水道プラン 基本理念

下水道とともに創りあげる 水が豊かで 安全・安心なまち 日野

5.2. 基本方針

日野市公共下水道に課せられた役割と使命を果たし、また新たに抱える課題を解決するため、第2次日野市下水道プランの基本理念を踏まえ、基本方針として次の4点を掲げました。

基本方針

1. 自然と調和した環境に優しいまちづくり
2. 安全・安心に暮らせるまちづくり
3. 地域の魅力を活かしたまちづくり
4. 健全な下水道経営

1. 自然と調和した環境に優しいまちづくり

施策の方向性

汚水処理

- 公共用水域の水質保全や公衆衛生の確保を図るため、引き続き、土地区画整理事業に合わせた未整備地区の整備促進や、未接続家屋の下水道への接続促進に努めます。



水環境の保全

- 浅川の流量や湧水地点数が減少傾向にあることから、グリーンインフラの考え方に基づき、雨水の地下浸透を図り、水循環の健全化を推進します。



2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

施策の方向性

浸水対策

- 日野市には浸水実績がない地区や家屋等がなく、整備不要な区域もあることから、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に雨水整備を推進します。
- 近年頻発している計画規模を超える降雨に対しても、ハード対策、ソフト対策、自助・共助の促進を組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。



地震対策

- 大規模地震時にも下水道施設の機能を維持、または早期回復できるようにするため、下水道 BCP の継続的な見直しと、定期的な訓練を実施します。
- 避難所におけるトイレの確保、管理について計画を策定していきます。



維持管理

- 下水道施設の老朽化による道路陥没等の被害が起こらないよう、計画的・効率的な維持管理を実施するとともに、雨天時浸入水に対しても計画的な対策を推進します。
- 下水道施設の老朽化や雨天時浸入水等に的確に対応していくため、維持管理のデジタル化を推進します。



3. 地域の魅力を活かしたまちづくり

施策の方向性

資源の循環利用

- 循環型社会の構築に向けて、東京都と連携し、処理水や下水汚泥の有効利用に努めます。



魅力の発信

- 継続的な下水道事業運営のため、マンホールカードや日野市 HP 等を利用し、下水道の魅力や防災情報を積極的に発信していくことで、“下水道の見える化”に努めます。



4. 健全な下水道経営

施策の方向性

下水道経営

- 下水道事業の財政状況を健全化を図るため、経営戦略に基づいた中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組みます。
- 地方公営企業法適用による“経営の見える化”を進め、経営基盤の確保に努めます。
- 下水道施設の老朽化や技術職員の減少、人口減少に伴う使用料収入の減少といった様々な課題を抱える中、将来にわたり持続的な事業を運営するため、効率的な管理が可能な広域化・共同化の取り組みについて、近隣自治体と検討します。



6. 具体的施策の内容

計画期間内に実施する日野市公共下水道事業の具体的施策を以下に示します。

基本理念 下水道とともに創りあげる 水が豊かで 安全・安心なまち 日野		
基本方針	施策	取り組み
自然と調和した環境に 優しいまちづくり	汚水処理	① 公共下水道（汚水）の整備促進
		② 下水道管きょ（汚水）への接続促進
	水環境の保全	① グリーンインフラの取り組み促進
安全・安心に暮らせる まちづくり	浸水対策	① 公共下水道（雨水）の整備促進
		② 気候変動に対応した浸水対策の強化
	地震対策	① 災害対応能力の強化
	維持管理	① 下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理
		② 雨天時浸入水対策の推進
		③ 維持管理のデジタル化推進
地域の魅力を活かした まちづくり	資源の循環利用	① 下水道資源の有効利用
	魅力の発信	① 情報発信の充実
健全な下水道経営	下水道経営	① 経営戦略に基づく事業運営
		② 広域化・共同化の検討

図 6-1 第2次日野市下水道プランの施策体系（令和4年度～令和12年度）

6.1. 汚水処理

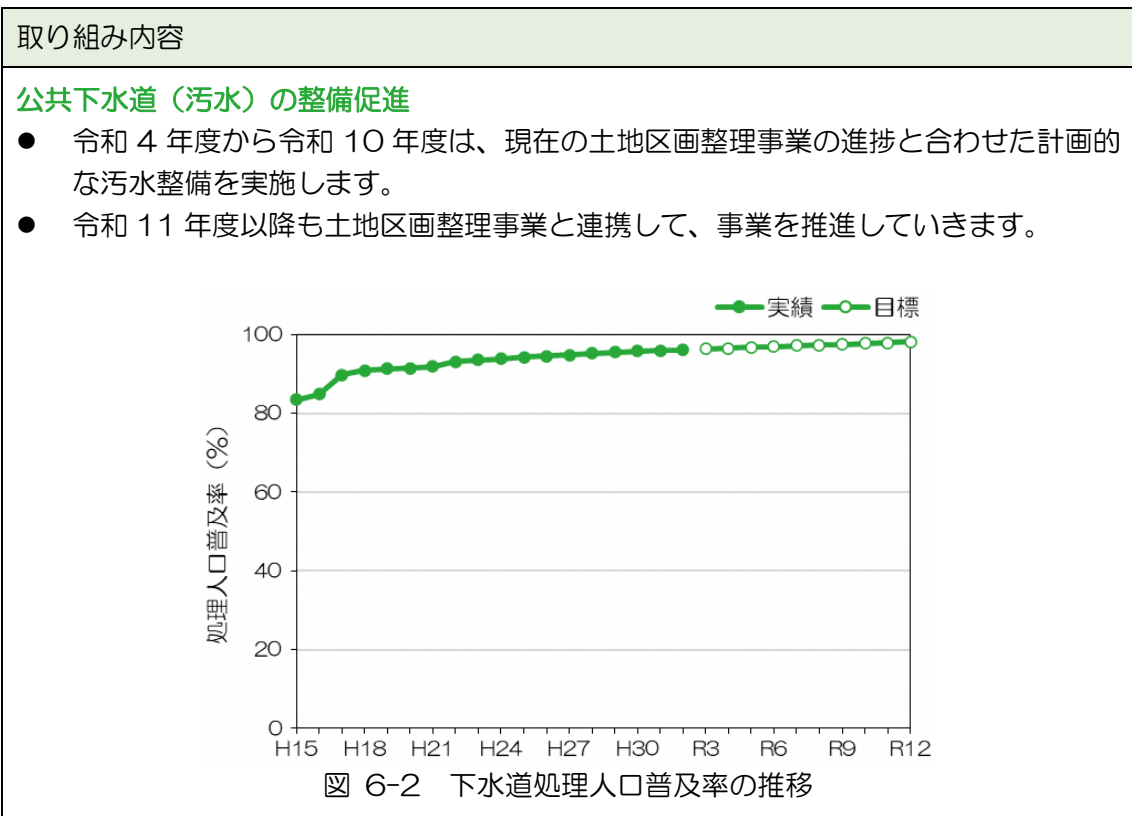
6.1.1. 公共下水道（污水）の整備促進

家庭や事業所から排出される污水は、河川や海域等の水質汚濁の主な原因となっており、水質保全のためにも下水道の普及促進は重要なものです。

日野市では、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画（東京都）」に基づき、公共下水道整備を遂行し、令和 2 年度現在では下水道処理人口普及率 96.0%に至っています。処理区別の内訳は、南多摩、秋川処理区が 100%、浅川処理区が 94.4%となっており、浅川処理区における下水道整備を推進し、速やかに汚水処理率 100%達成を目指す必要があります。

なお、浅川処理区の未整備区域の大部分は、事業中の土地区画整理区域にあたるため、汚水整備の推進を図るためには、土地区画整理事業との連携が不可欠となっています。

日野市では、今後も土地区画整理事業と合わせた計画的な下水道の普及促進を実施します。



【公共下水道（污水）の整備促進 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
下水道処理人口普及率	96.0%	97.1%	98.1%

表 6-1 土地区画整理事業の施工予定年度（令和 2 年度末現在）

地区名	施工面積 (ha)	事業施行予定期間										
		～	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
豊 田 南	87.1											
万 願 寺 第 二	46.4											
東 町	34.5											
西 平 山	91.4											
川 辺 堀 之 内	18.7											
合 計	278.1	—										

※現在施工中の土地区画整理事業の完了は、令和 10 年度を予定しています。

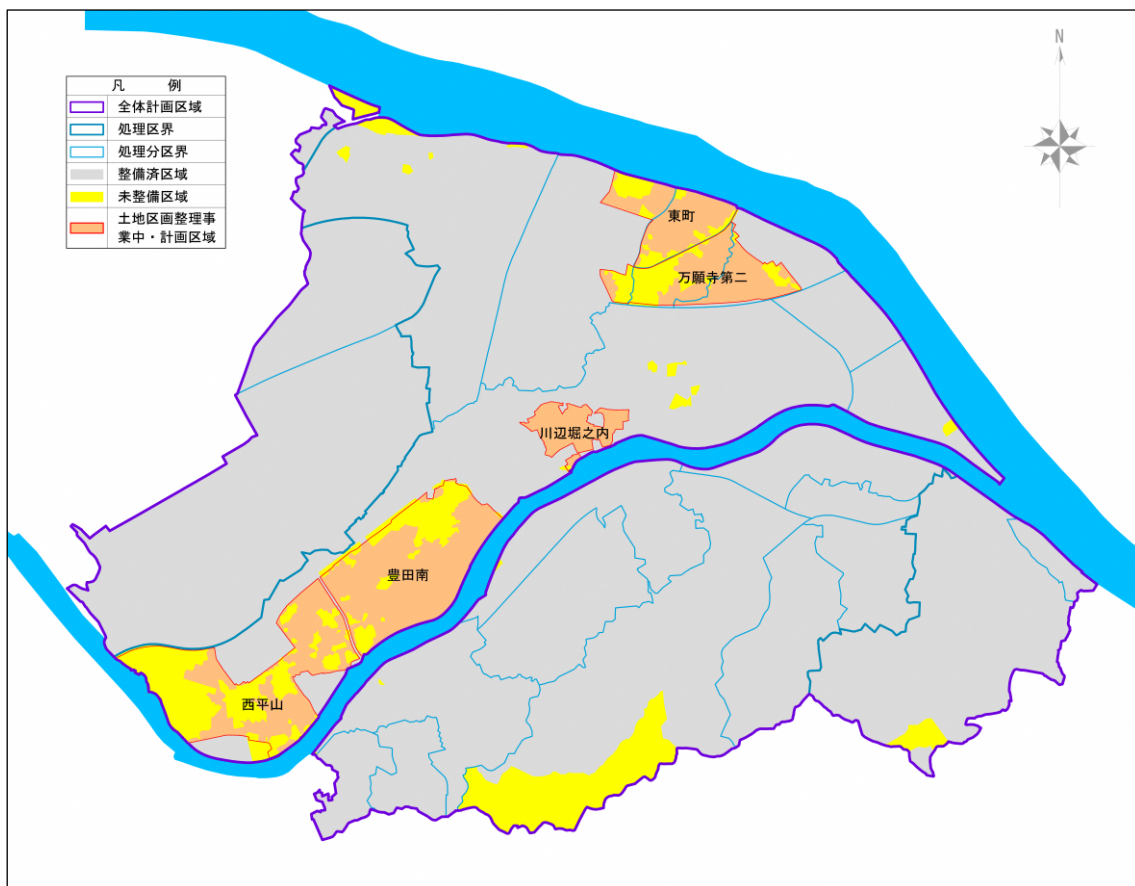
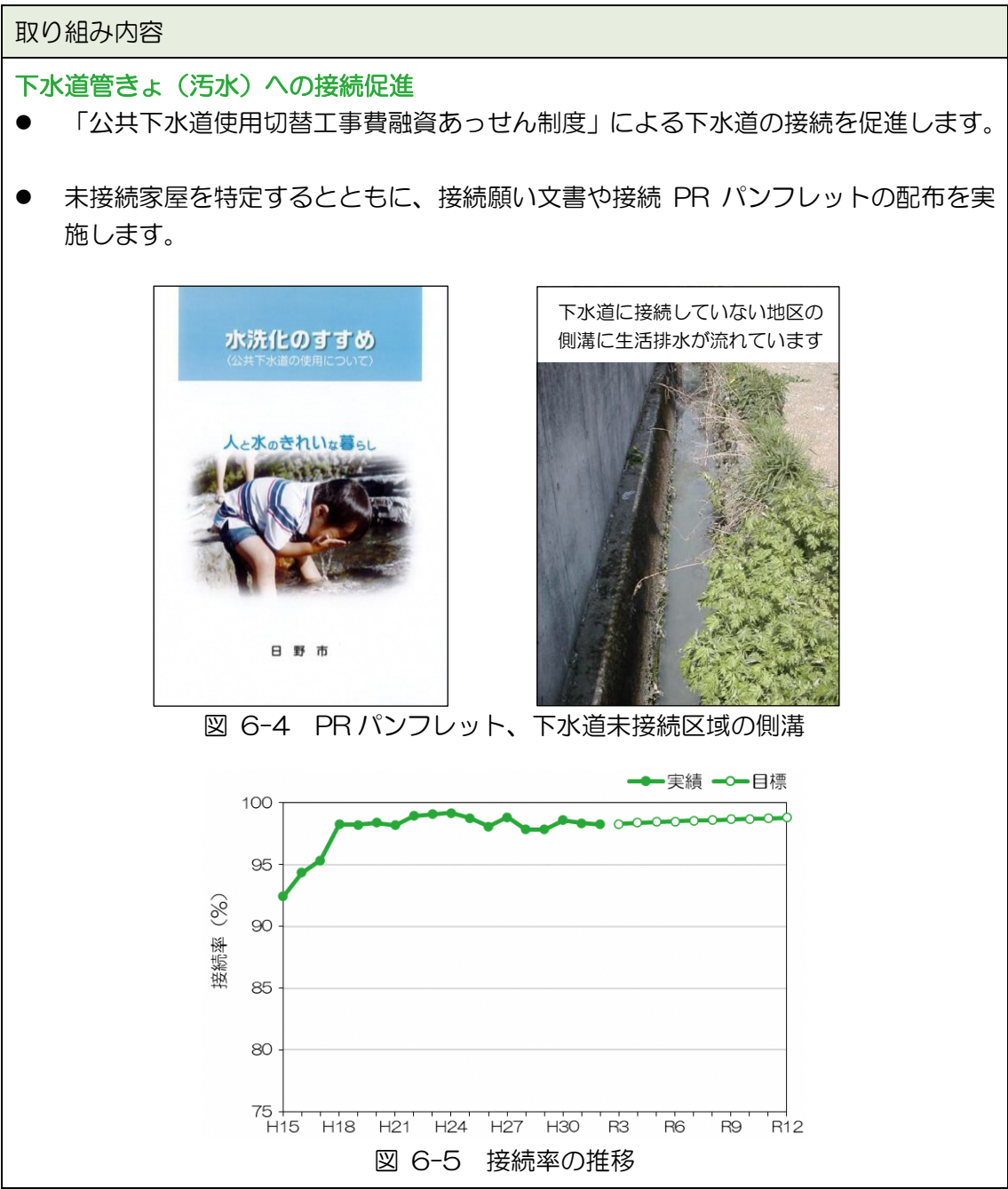


図 6-3 土地区画整理事業位置図

6.1.2. 下水道管きょ（污水）への接続促進

公共下水道が供用開始されると、水洗化への改造義務が生じます。令和 2 年度現在、日野市の下水道管きょ（污水）への接続率は 98.3%に到達していますが、公共用水域の水質改善や使用料収入確保のため、以下に示す対策を行い、さらなる接続率向上に努めます。



【下水道管きょ（污水）への接続促進 取り組み目標】

項目	現況 (R2)	中間年度 (R7)	目標年度 (R12)
接続率	98.3%	98.7%	98.9%

6.2. 水環境の保全

6.2.1. グリーンインフラの取り組み促進

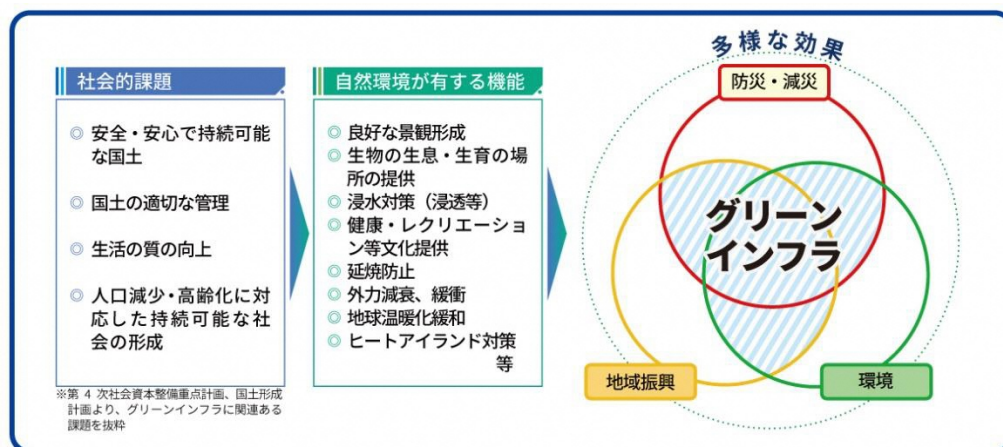
日野市の河川や湧水の水質は、污水整備が進むにつれて、改善されていますが、浅川の流量や湧水地点は減少傾向にあります。

そこで、日野市では、健全な水環境を保全するため、関連部局と連携し、みどりの保全や、家庭や事業所、公共施設に対する雨水浸透施設の設置促進する等、グリーンインフラの考え方にに基づき、雨水の地下浸透を図っていきます。

なお、当施策は、下水道だけでなく、関連部局と連携し、一体的に取り組むことで、健全な水環境の保全・回復に努めるものです。

グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 6-6 グリーンインフラの考え方（当面）

出典：国土交通省 HP

取り組み内容

みどりの保全

- 健全な水循環を維持・回復するため、緑地、樹林地および農地の保全を推進します。

民間施設（家庭・事業所）への浸透施設設置

- 宅地造成および建築物の新築又は増改築に際し、雨水浸透施設設置の指導を行います。

公共施設への浸透施設設置

- 学校や公園等の公共施設に対し、雨水浸透機能の確保に努めます。
- 第三次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、道路の透水性舗装への打替えを実施します。

共創による浸透施設の維持管理

- 市民や事業者との共創により、適切かつ定期的な浸透施設の維持管理に努めます。

雨水浸透施設は、保水機能を維持するのみならず、地下水涵養、平常時の河川の流量確保、水質改善等の環境面にも効果が期待されます。そこで、雨水浸透施設を活用し、健全な水循環を促す必要があります。

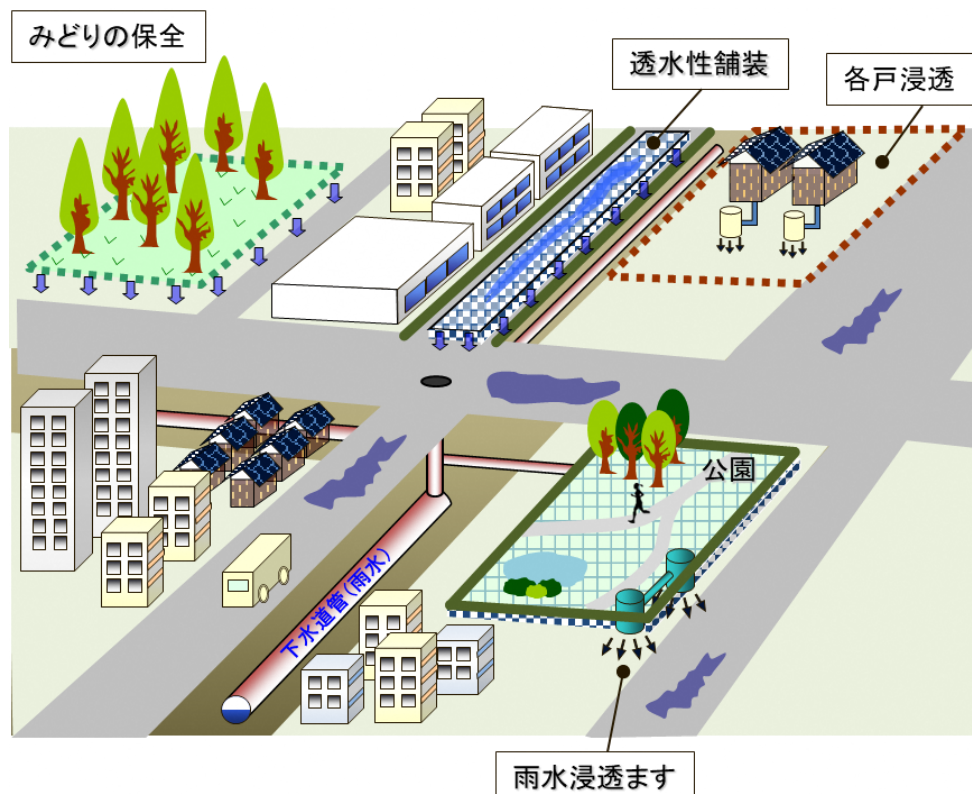


図 6-7 グリーンインフラの設置イメージ

丘陵地について

日野市における丘陵地は、雨水を浸透させると土砂崩れ等のおそれがあるため、雨水浸透施設設置規制区域としています。



図 6-8 雨水浸透施設設置規制区域

【雨水浸透施設の普及促進 取り組み目標】

項目	現況 (R2)	中間年度 (R7)	目標 (R12)
浸透施設の普及	宅地造成や一定規模以上の建築物の建築時における浸透施設の普及促進		

6.3. 浸水対策

6.3.1. 公共下水道（雨水）の整備促進

これまでの雨水整備は、計画区域全域において一律の整備目標で整備を進めることを基本としており、過去の浸水被害の大きい地区を優先的に整備してきた事例がほとんどです。しかし、近年では、「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進することとされています。

そのため、地方公共団体において、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」を策定することが望ましいとされています。

そこで、日野市では、雨水管理総合計画を策定し、浸水リスクを踏まえた雨水管きょの整備を進めます。

取り組み内容

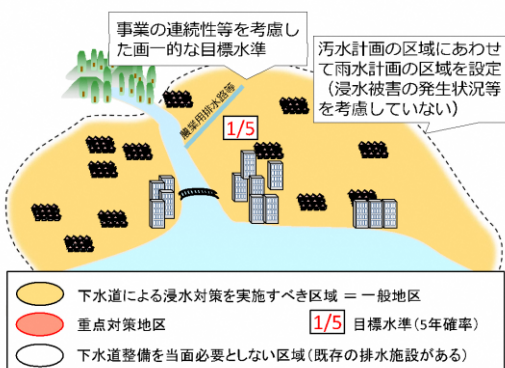
雨水管理総合計画の策定

- 令和 6 年度の日野市公共下水道事業計画見直しと合わせて、雨水管理総合計画を策定することを目標とします。

浸水リスクを踏まえた雨水管きょ整備

- 策定した雨水管理総合計画に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスクを踏まえた雨水管きょの整備を進めます。

◆これまで



◆これから

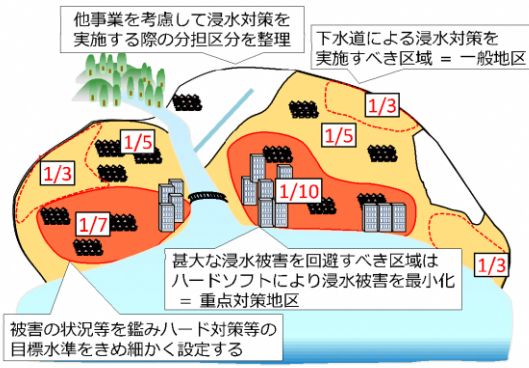


図 6-9 浸水対策実施区域のイメージ

出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（平成 29 年 7 月）国土交通省水管理・国土保全局下水道部

【公共下水道（雨水）の整備促進 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
雨水管理総合計画の策定	—	計画策定（R6）	—
面整備率 （現行事業計画区域）	89.1%（R1）	90.3%	91.3%

6.3.2. 気候変動に対応した浸水対策の強化

近年の気候変動によって、計画規模を上回る降雨が頻発しています。また、今後、その降雨規模も増大していくことが予測されています。

この気候変動を踏まえ、これまでの浸水被害状況に加え、降雨規模の増大に対するリスクを踏まえ、事業の重点化・効率化を検討していく必要があります。

そのためには、ハード対策に、ソフト対策、自助・共助を組み合わせることにより、効果的に浸水被害を最小化し、雨に強いまちづくりを実現する総合的な対策が必要となります。

今後は、前述の雨水管理総合計画において、計画規模を上回る降雨に対しても具体的な対応方針を検討し、浸水対策の強化を図ります。例えば、これまでの各種取り組みに加え、管きょ内に水位計を設置して、水位上昇（浸水）の兆候をつかみ、市民へ情報発信する等、被害軽減に向けたソフト対策の強化についても検討していきます。

また、令和 3 年度の流域治水関連法改正により、内水ハザードマップの作成が求められています。そこで、日野市でも内水ハザードマップのベースとなる雨水出水浸水想定区域図の作成、および避難情報を追加した内水ハザードマップを作成・公表します。

雨水出水浸水想定区域とは

雨水出水浸水想定区域は、地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨、水防法に基づく想定最大規模降雨等の下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設的能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に浸水の発生が想定される区域や、実際に浸水が発生した区域です。

【気候変動に対応した浸水対策の強化 取り組み目標】

項目		現況 (R2)	中間年度 (R7)	目標年度 (R12)
ハード	浸透施設の普及	宅地造成や一定規模以上の建築物の建築時における浸透施設の普及促進		
	貯留施設設置の検討	—	検討	(対策実施)
ソフト	内水ハザードマップの作成・公表	—	- 雨水出水浸水想定区域図の作成 - 内水ハザードマップの作成・公表	—
	BCP の実践	—	計画策定・継続訓練 1 回/年 (見直し検討)	継続訓練 1 回/年 (見直し検討)
	情報発信の検討	—	検討	(対策実施)
自助・共助の促進	防災訓練等の実施	1 回/年		

6.4. 地震対策

6.4.1. 災害対応能力の強化

発災時に下水道 BCP が有効に活用されるためには、策定した下水道 BCP を職員や関係者に周知させるための教育と合わせて、定期的に訓練を立案し、実施することが不可欠です。また、下水道 BCP は、災害時の対応の教訓・事例や訓練を踏まえて、PDCA による継続的な見直しを進め、内容をより実践的なものにしていく必要があります。

令和元年度に改定した日野市下水道 BCP では、災害時においても下水道機能を早期復旧・維持させるため、被災時の連絡体制や訓練計画、維持改善計画等を取りまとめています。日野市では、今後も同計画に基づいた訓練と計画の定期的な見直しを進めます。

また、指定避難所及び地域における防災拠点の整備として、マンホール型トイレ施設整備等、避難所におけるトイレの確保、管理について計画を策定していきます。

取り組み内容

下水道 BCP に基づく定期的な訓練・下水道 BCP の継続的な見直し

- 下水道 BCP の定着と職員の対応能力向上を図るため、計画に基づいた訓練を行い、発災時に備えます。
- より実践的な計画にしていくため、PDCA サイクルによる定期的に下水道 BCP の見直しに取り組み、スパイラルアップしていきます。

マンホール型トイレ施設の整備促進

- 災害時にもトイレ機能を確保するため、マンホール型トイレ施設整備等、避難所におけるトイレの確保、管理について計画を策定していきます。

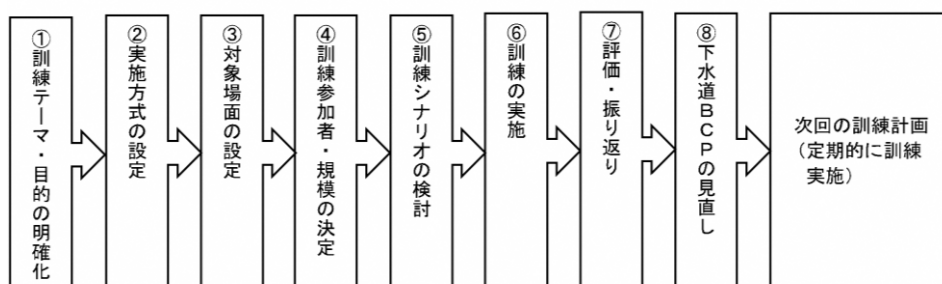


図 6-12 訓練の計画・実施から下水道 BCP 見直しまでの流れの例

出典：下水道 BCP 策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）

【災害対応能力の強化 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
BCP の実施	—	継続訓練 1 回／年（計画見直し検討）	

6.5. 維持管理

6.5.1. 下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理

日野市の下水道管路施設は老朽化が進み、今後、維持管理費および改築費の増加が予測されます。そこで、既存施設の延命化や費用の平準化による長期的な維持管理費の抑制を図るため、ストックマネジメントの実施により、持続可能な下水道事業に努めてきました。

今後もストックマネジメント計画に基づき計画的・効率的な点検・調査および修繕・改築に努めます。

取り組み内容

計画的な点検・調査

- 計画的な点検・調査を行い、下水道施設の老朽度や破損状況（健全度）を把握します。

対象		調査頻度	点検頻度
一般環境下	一般施設	1回／20年	1回／10年
	重要施設（緊急輸送路・軌道下）	1回／10年	1回／5年
腐食環境下		1回／10年	1回／5年

出典：日野市下水道ストックマネジメント計画

定期的な清掃

- 施設内の堆積物等を除去し、管路施設の計画された流下能力を確保します。

効率的な修繕・改築

- 優先度と事業平準化に配慮した効率的な修繕・改築を実施します。



図 6-13 管路内清掃の様子

出典：東京都下水道事業経営計画 2021

【下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理 取り組み目標】

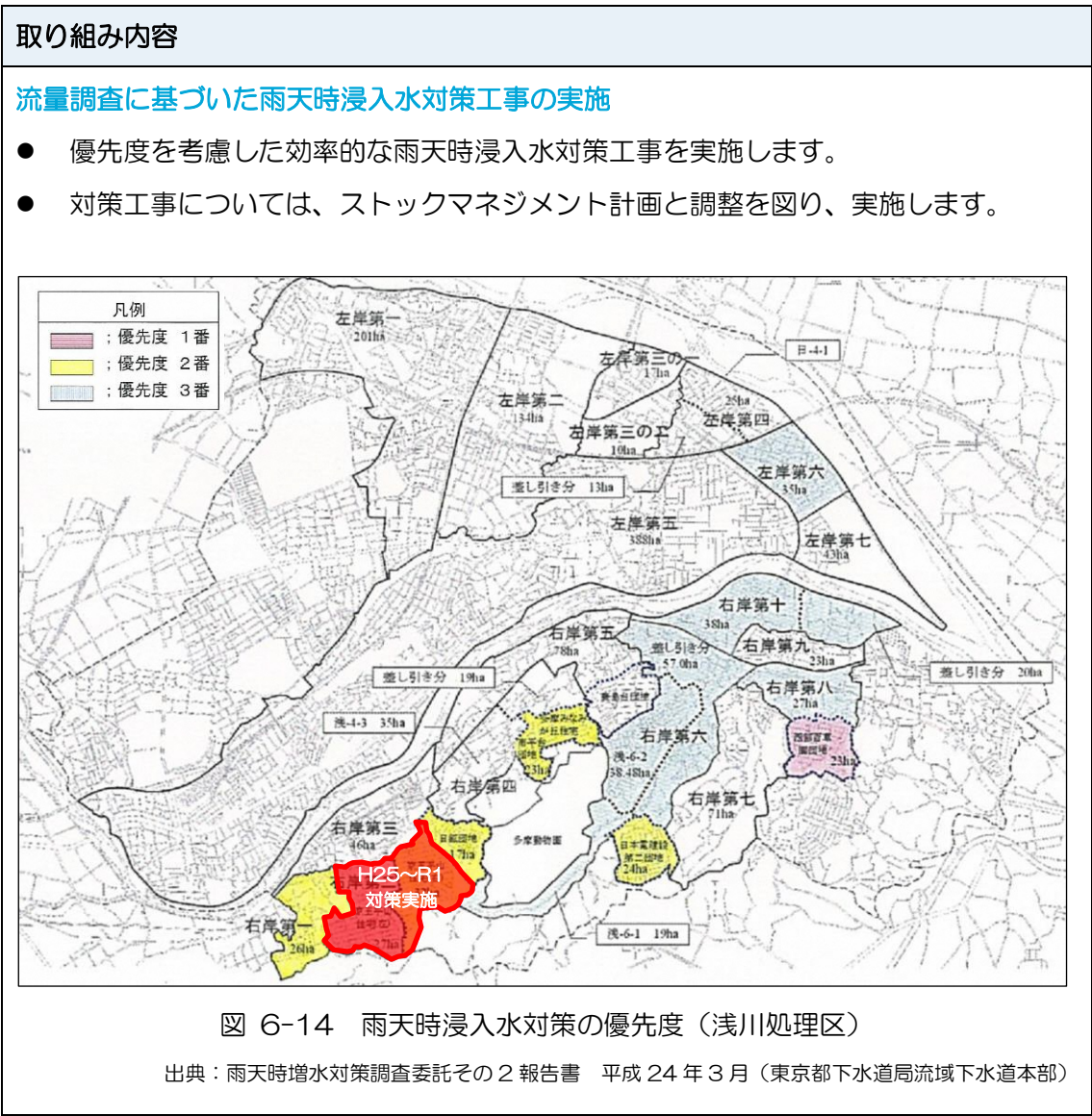
項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
管きょ調査実施率	20 %（R1）	52 %	77 %

※管きょ調査実施率：汚水管きょ調査延長／汚水管きょ総延長×100

6.5.2. 雨天時浸入水対策の推進

雨天時浸入水は、污水管からの溢水、公共用水域の水質悪化、流域下水道維持管理費負担金の増加等、様々な問題が懸念されることから、計画的な対応が求められています。

今後は、東京都と連携し、重点的に対策を講ずるべき地域を絞り込み、対策を実施します。



【雨天時浸入水対策の推進 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
雨天時浸入水対策工事	一部、対策工事完了	優先度を考慮した対策工事の実施	

6.5.3. 維持管理のデジタル化推進

日野市の下水道は、整備促進の時代から、本格的な維持管理の時代へと移行しつつあります。今後、事業の持続性を高めつつ、サービス向上が図られるよう、デジタル技術等を活用した事業の効率化や自動化等による生産性の向上が必要とされています。そのためには、下水道事業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくことが重要となります。

日野市では、下水道施設の老朽化や雨天時浸入水等に的確に対応していくため、維持管理を支えるデータの活用環境を充実させ、日野市下水道事業のDXに向けた整備を進めていきます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、AI（人工知能）やICT（情報通信技術）の普及が、生活をより良いものに変えるという考え方です。

取り組み内容（1）

維持管理の見える化

- ICT 技術等による維持管理データ収集の効率化により、データの保管活用環境を整備し、施設老朽化の課題の具体化に向けた検討をします。

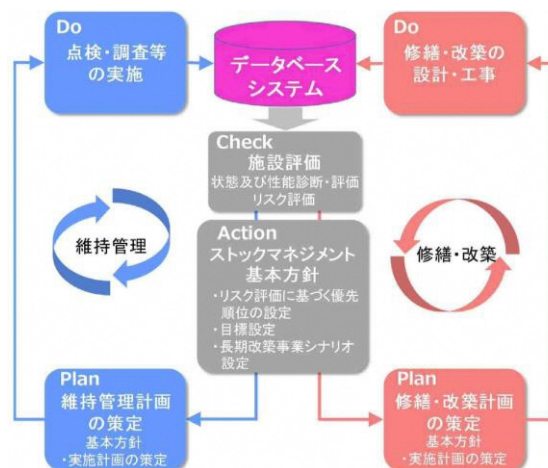


図 6-15 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル

出典：維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）-2020 年版-（令和 2 年 3 月）国土交通省

取り組み内容（2）

雨天時浸入水調査の省人化・効率化

- 東京都と連携し、管きよの水位情報をリアルタイムに測定する多機能型マンホール蓋等を活用し、雨天時浸入水の効率的な原因調査や対策等を促進します。

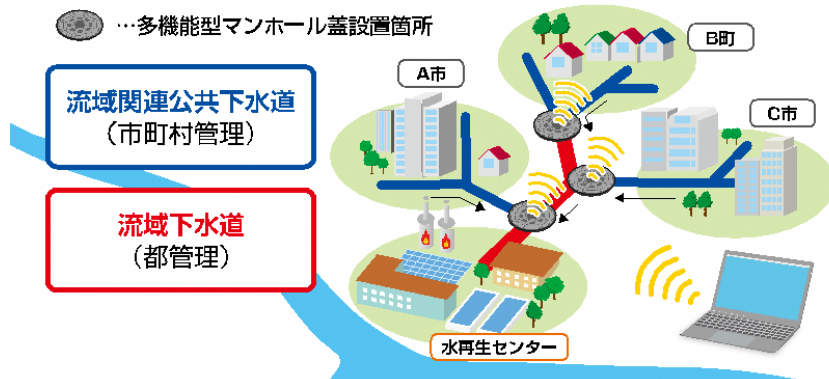


図 6-16 多機能型マンホール蓋の活用による雨天時浸入水対策の促進

出典：東京都下水道事業経営計画 2021

樋管運転管理の自動化・遠隔化

- 樋管の操作の安全性・確実性向上のため、開閉自動化・遠隔化システムの導入を検討を行います。

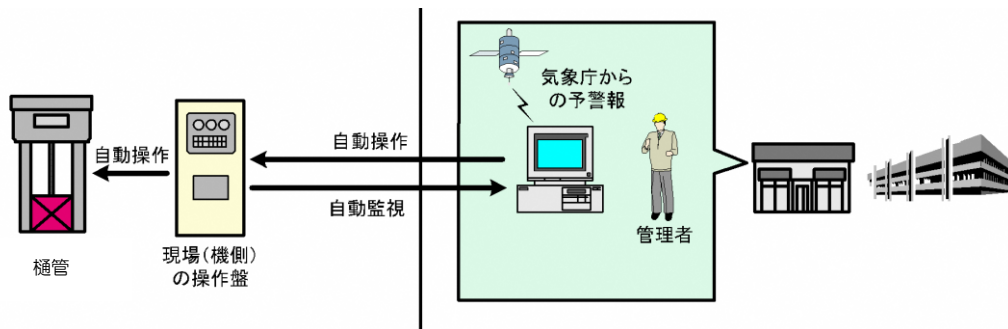


図 6-17 樋管の自動化・遠隔システム（例）

出典：津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン

【維持管理のデジタル化推進 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
維持管理のデジタル化推進	—	検討	（対策実施）

6.7. 魅力の発信

6.7.1. 情報発信の充実

持続可能な社会を構築するために、下水道の果たすべき使命は、汚水処理や雨水排除だけでなく、健全な水環境の創造、水・資源・エネルギーの活用等より多様化しています。一方、普及率が上昇し、街に“あって当たり前”の存在となり、市民の関心や認知度は必ずしも高いとは言えません。継続的な事業運営のためには、下水道事業に対する市民の理解・関心が不可欠です。

そこで、下水道の魅力や防災情報を積極的に発信していく“下水道の見える化”に取り組みます。

取り組み内容

マンホールカードの配布

- 下水道への親しみを感じてもらうため、デザインマンホール蓋の設置やマンホールカードの配布を行います。

イベントやHPを活かした情報発信

- イベントや日野市 HP を活かした積極的な情報発信を進め、下水道事業について理解・関心の強化や、防災意識の向上を目指します。

図 6-19 マンホールカード

出典：日野市 HP

【情報発信の充実 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
情報発信回数 (イベントへの出席 回数やHP更新等)	1回／年		1回／年

6.8. 下水道経営

6.8.1. 経営戦略に基づく事業運営

日野市では、令和 2 年 4 月より地方公営企業法の財務規定等を適用することで、健全な事業経営の実現に向けた取り組みを推進しています。

加えて、将来に渡り安定した事業運営を行うことを目標として、令和 2 年度に「日野市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。経営戦略では、中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるように計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、計画期間の中間にあたる令和 7 年度に中間評価、必要に応じた見直しを行うこととしています。

今後は、経営戦略に基づいた事業運営を行い、経営の健全化を推進すると共に、地方公営企業法の適用による“経営の見える化”を進め、将来に渡り持続可能な経営基盤の確保に努めます。

取り組み内容

経営戦略に基づく事業運営

- 経営戦略に基づいた事業運営を行い、経営の健全化を推進します。
- 5 年に 1 回の頻度で、経営戦略の検証を行い、必要に応じた見直しを行います。
- 経営戦略の検証・見直しと合わせ、5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料改定の必要性に関する検証を行います。
- 地方公営企業法の適用による“経営の見える化”を進め、経営基盤の強化に努めます。

図 6-20 PDCA サイクルに基づく経営戦略の管理

出典：日野市公共下水道事業経営戦略

【経営戦略に基づく事業運営 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
経営戦略の定期的な検証・見直し	経営戦略策定（R3）	1 回／5 年	

6.8.2. 広域化・共同化の検討

今後、人口減少の進行に伴う使用料収入の減少や、技術職員の減少、下水道施設の老朽化といった様々な課題があり、将来にわたり持続的な事業を運営することが困難となりつつある中、一層の健全な経営による経営基盤の強化が求められています。

東京都では、「下水道事業の広域化・共同化検討会」において広域化・共同化の検討を進めています。日野市では、引き続き検討会等へ参加し、広域化や共同化について、東京都や近隣自治体と連携し、検討を進めます。

取り組み内容

広域化・共同化の検討

- 東京都の「下水道事業の広域化・共同化検討会」の動向に合わせて、さらなる下水道事業の広域化・共同化について検討します。

図 6-21 協議の例

出典：国土交通省 HP

【広域化・共同化の検討 取り組み目標】

項目	現況（R2）	中間年度（R7）	目標年度（R12）
広域化・共同化の検討	東京都・近隣自治体との連携	連携継続	

6.9. まとめ

令和 12 年度までの 9 年間で日野市が行う具体的な施策と、中間年度（令和 7 年度）および目標年度（令和 12 年度）の整備目標を一覧で示します。

施策	取り組み	項目	現況 （令和 2 年度）	中間年度 （令和 7 年度）	目標年度 （令和 12 年度）
汚水処理	公共下水道（汚水）の整備促進	下水道処理人口普及率	96.0%	97.1%	98.1%
	下水道管きょ（汚水）への接続促進	接続率	98.3%	98.7%	98.9%
水環境の保全	グリーンインフラの取り組み促進	浸透施設の普及	宅地造成や一定規模以上の建築物の建築時における浸透施設の普及促進		
浸水対策	公共下水道（雨水）の整備促進	雨水管理総合計画の策定	—	計画策定（R6）	—
		面整備率（現行事業計画区域）	89.1%（R1）	90.3%	91.3%
	気候変動に対応した浸水対策の強化	ハード	宅地造成や一定規模以上の建築物の建築時における浸透施設の普及促進		
			貯留施設	検討	（対策実施）
		ソフト	内水ハザードマップの作成・公表	・雨水出水浸水想定区域図の作成 ・内水ハザードマップの作成・公表	—
			BCP の実施	計画策定・継続訓練 1 回／年 （見直し検討）	継続訓練 1 回／年 （見直し検討）
			さらなる 情報発信の検討	検討	（対策実施）
		自助・共助	防災訓練等の実施	1 回／年	
地震対策	災害対応能力の強化	BCP の実施	—	継続訓練 1 回／年 （計画見直し検討）	
維持管理	下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理	点検・調査	20%（R1）	52 %	77 %
	雨天時浸入水対策の推進	雨天時浸入水対策工事	一部、対策工事完了	優先度を考慮した対策工事の実施	
	維持管理のデジタル化推進	維持管理のデジタル化推進	—	検討	（対策実施）
資源の循環利用	下水道資源の有効利用	資源の有効利用	東京都との連携	連携継続	
魅力の発信	情報発信の充実	情報発信回数	1 回／年	1 回／年	
下水道経営	経営戦略に基づく事業運営	経営戦略の定期的な見直し	経営戦略策定（R3）	1 回／5 年	
	広域化・共同化の検討	広域化・共同化の検討	東京都・近隣自治体との連携	連携継続	

7. 進捗の管理

第2次日野市下水道プランでは、整備目標を設定した施策について、目標達成度合い等のフォローアップとして検証し、適切に進行状況を管理します。

中間年度である令和7年度は、まとめに示した整備目標に対し、進捗状況の中間評価を行うとともに、社会情勢の変化も考慮し、必要に応じて計画の見直しを行うことで、より適切なPDCAサイクルを実現します。

なお、下水道プランは、上位計画である第3次環境基本計画の実行計画として位置づけられています。下水道プランのPDCAの進行管理とともに、第3次環境基本計画における「評価（Check）」を踏まえ、事業を推進していきます。

表 7-1 下水道プラン進行管理方針

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第2次日野市下水道プラン	事業実施			中間評価 (計画見直し)	事業実施				最終評価 ・ 計画見直し

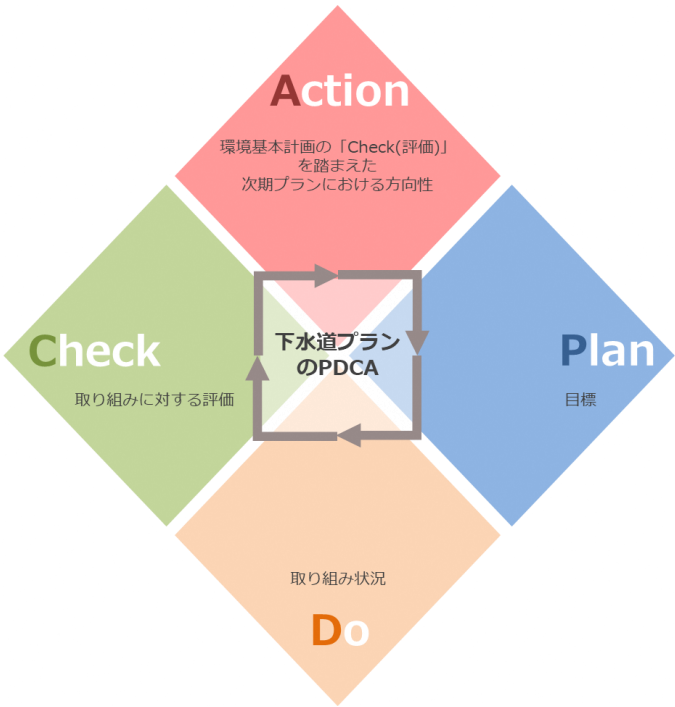


図 7-1 下水道プランの計画推進イメージ

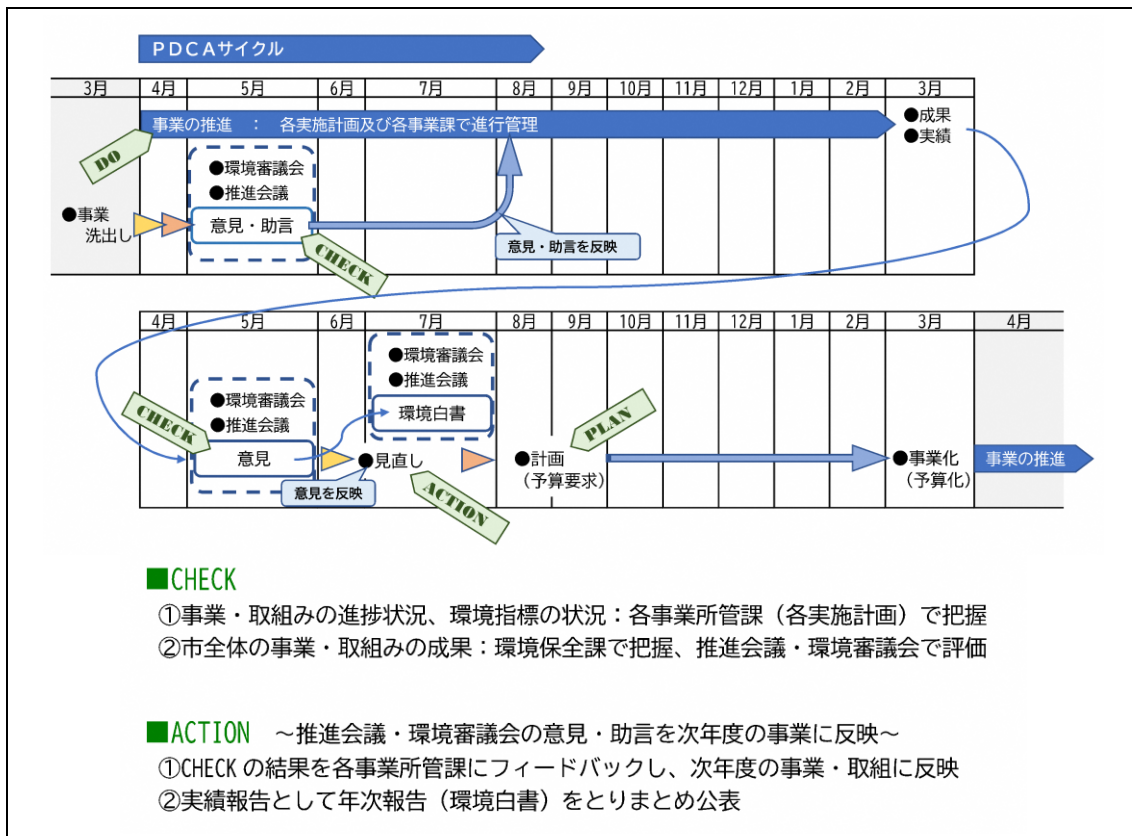


図 7-2 第3次環境基本計画における進行管理のイメージ

出典：第3次環境基本計画

【参考資料 1】投資・財政計画

(単位:千円)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,268,907	2,252,280	2,269,689	2,277,686	2,286,375	2,397,705	2,396,031	2,408,654	2,525,927	2,540,084	2,550,498
	(1) 料 金 収 入	2,100,790	2,102,793	2,083,321	2,082,272	2,081,212	2,184,134	2,184,604	2,185,062	2,294,809	2,295,289	2,295,783
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	168,117	149,487	186,368	195,414	205,163	213,571	211,427	223,592	231,118	244,795	254,715
	2. 営 業 外 収 益	1,525,523	1,483,694	1,439,631	1,420,299	1,396,079	1,292,906	1,302,645	1,307,515	1,195,958	1,197,389	1,223,071
	(1) 補 助 金	623,949	557,023	558,855	541,519	540,732	442,364	449,090	450,681	336,053	334,578	357,959
	他 会 計 補 助 金	623,754	556,828	558,660	541,324	540,537	442,169	448,895	450,486	335,858	334,383	357,764
	(2) 長 期 前 の 他 補 助 金	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	901,523	926,671	880,776	878,780	855,347	850,542	853,555	856,834	859,905	862,811	865,112
	(3) そ の 他	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	3,794,430	3,735,974	3,709,320	3,697,985	3,682,454	3,690,611	3,698,676	3,716,169	3,721,885	3,737,473	3,773,569
	1. 営 業 費 用	3,232,009	3,212,808	3,220,862	3,234,067	3,228,331	3,241,042	3,255,528	3,270,022	3,284,051	3,299,768	3,335,421
	(1) 職 員 給 与 費	59,236	61,592	62,433	62,857	63,285	63,716	64,147	64,582	65,023	65,464	65,912
	基 礎 給 付 費	27,905	28,422	28,810	29,006	29,203	29,402	29,602	29,803	30,005	30,209	30,415
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	そ の 他	31,331	33,170	33,623	33,851	34,082	34,314	34,545	34,779	35,018	35,255	35,496
	(2) 経 営 費	1,135,129	1,071,268	1,111,604	1,112,648	1,113,693	1,114,734	1,116,337	1,117,943	1,119,553	1,121,168	1,144,302
	動 力 費	0	20	20	20	20	20	20	21	21	21	21
	修 繕 費	102,681	59,253	78,422	78,735	79,051	79,367	79,685	80,003	80,323	80,644	80,967
	材 料 費	4,453	4,453	4,488	4,506	4,524	4,542	4,561	4,579	4,597	4,616	4,634
支 出	そ の 他	1,027,995	1,007,542	1,028,674	1,029,387	1,030,098	1,030,805	1,032,071	1,033,340	1,034,612	1,035,887	1,058,680
	(3) 減 価 却 費	2,037,645	2,079,949	2,046,825	2,058,562	2,051,353	2,062,592	2,075,044	2,087,497	2,099,475	2,113,136	2,125,207
	2. 営 業 外 費 用	440,134	508,791	438,458	413,918	404,123	399,569	393,148	396,147	387,834	387,705	388,148
	(1) 支 払 利 息	358,672	345,932	275,599	251,059	241,264	236,710	230,289	233,288	224,975	224,846	225,289
	(2) そ の 他	81,462	162,859	162,859	162,859	162,859	162,859	162,859	162,859	162,859	162,859	162,859
	支 出 計 (D)	3,672,143	3,721,599	3,659,320	3,647,985	3,632,454	3,640,611	3,648,676	3,666,169	3,671,885	3,687,473	3,723,569
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	122,287	14,375	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)	77,568	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 77,568	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		44,719	14,375	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
流 動 資 産 (J)												
流 動 負 債 (K)												
うち 建 設 改 良 費 分		1,906,579	1,766,651	1,583,404	1,364,310	1,177,494	1,028,181	998,553	856,470	789,998	784,273	754,620
うち 一 時 借 入 金												
うち 未 払 金												
累 積 欠 損 金 比 率 (— (I) — × 100) (A)-(B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,268,907	2,252,280	2,269,689	2,277,686	2,286,375	2,397,705	2,396,031	2,408,654	2,525,927	2,540,084	2,550,498
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した資金不足比 ((N)/(P) × 100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位:千円)

年 度			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分			2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 平 準 化 債 権	639,778	835,420	821,546	1,000,000	960,368	640,871	683,283	646,944	672,715	684,704	686,715
		うち 資本 費 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 補 助 金	616,741	550,567	330,283	199,061	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 負 担 金	159,929	142,769	94,881	52,925	43,771	42,962	42,724	43,192	43,845	44,014	43,682
		4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 国（都道府県）補助金	70,743	91,586	49,986	78,213	83,996	49,098	46,565	33,082	29,311	29,311	29,311
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	1,487,191	1,620,342	1,296,696	1,330,199	1,088,135	732,931	772,572	723,218	745,871	758,029	759,708
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	1,487,191	1,620,342	1,296,696	1,330,199	1,088,135	732,931	772,572	723,218	745,871	758,029	759,708	
	支 出	1. 建設改良費	903,237	1,119,621	1,017,204	1,310,134	1,190,962	837,039	891,774	828,038	850,513	862,984	865,476
		うち 職員給与費	49,384	49,479	50,155	50,496	50,838	51,186	51,533	51,884	52,235	52,591	52,948
		2. 企業債償還金	1,906,579	1,766,651	1,583,404	1,364,310	1,177,494	1,028,181	998,553	856,470	789,998	784,273	754,620
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他の	8,910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	2,818,726	2,886,272	2,600,608	2,674,444	2,368,456	1,865,220	1,890,327	1,684,508	1,640,511	1,647,257	1,620,096
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,331,535	1,265,930	1,303,912	1,344,245	1,280,321	1,132,289	1,117,755	961,290	894,640	889,228	860,388
1. 損益勘定留保資金		1,136,122	1,153,278	1,166,049	1,179,782	1,196,006	1,212,050	1,221,489	1,230,663	1,239,570	1,250,325	1,260,095	
2. 利益剰余金処分額		44,719	14,375	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
3. 繰越工事資金													
4. その他の	78,417	97,235	87,863	114,463	103,598	71,392	76,336	70,510	72,522	73,623	73,817		
計 (F)	1,259,258	1,264,888	1,303,912	1,344,245	1,349,604	1,333,442	1,347,825	1,351,173	1,362,092	1,373,948	1,383,912		
補填財源不足額 (E)-(F)			72,277	1,042	0	0	△ 69,283	△ 201,153	△ 230,070	△ 389,883	△ 467,452	△ 484,720	△ 523,524
他会計借入金残高 (G)													
企業債償還金残高 (H)			16,167,404	15,236,173	14,474,315	14,110,005	13,892,879	13,505,569	13,190,299	12,980,773	12,863,490	12,763,921	12,696,016

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分			2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
収 益 的	収 支 分		790,857	706,002	744,714	736,424	745,387	655,428	660,009	673,765	566,664	578,865	612,165
	うち	基準内繰入金	790,857	706,002	716,907	657,429	611,922	582,665	582,291	531,416	527,208	540,242	531,048
		基準外繰入金	0	0	27,807	78,996	133,465	72,763	77,718	142,349	39,455	38,623	81,118
資 本 的	収 支 分		776,670	693,336	425,164	251,987	43,771	42,962	42,724	43,192	43,845	44,014	43,682
	うち	基準内繰入金	159,929	142,769	94,881	52,925	43,771	42,962	42,724	43,192	43,845	44,014	43,682
		基準外繰入金	616,741	550,567	330,283	199,061	0	0	0	0	0	0	0
合 計			1,567,527	1,399,338	1,169,877	988,411	789,158	698,390	702,733	716,957	610,509	622,879	655,848

【参考資料 2】日野市下水道プラン改定庁内検討委員会設置要綱

令和3年2月15日制定

(設置)

第1条 下水道行政の指針となる日野市下水道プランを改定するに当たり、下水道の維持管理計画、財政計画等について検討を行うため、日野市下水道プラン改定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 下水道施設の整備に関する事項
- (2) 下水道施設の維持管理に関する事項
- (3) 下水道事業の財政に関する事項
- (4) その他日野市下水道プラン改定に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課の職員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、下水道課長の職にある者をもって充て、副委員長は、下水道課課長補佐又は係長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(任期)

第6条 委員会の構成員の任期は、令和4年3月10日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境共生部下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	
企画部	企画経営課
	財政課
総務部	防災安全課
環境共生部	環境保全課
	緑と清流課
	下水道課
まちづくり部	都市計画課
	区画整理課
	道路課